

○本岡昭次君 これは以前から私どもが主張してきたのですが、結論を得る時期が夏まで、概算要求までに結論を出したいということありますから、夏と言えば現在もう夏であり、概算要求をするにしましてもう今そういう問題が既に出来てゐる段階であります。原子力船「むつ」の存廃がはつきりしない段階でこうした法案の審議をすることが自身問題がある、このように私たちは申し上げてきたんです。しかし、今もう既にこうした審議が始まっているわけです。
そこで総理も「むつ」の廢船あるいはまだ存

われております。その陸上施設として予想され得るものは、「むつ」のための核燃料貯蔵あるいはまた廃棄物処理棟あるいはまた安全管理棟等は、「むつ」によつて原子力の舶用炉の研究を続けていくために必要な附帯陸上施設として想定をして、土地の収用、買収も進めているということとがはないかと思うんですが、その問題と、廃船ということになつた場合はそこには矛盾は生じないですか。

○政府委員(中村守孝君) 土地の取得につきましては、既に一昨年から地元の方々と交渉をしてま

の前にして、既成事実だけをとにかく早く積み上げていいかなければならない。ここまでやってきたんだから「むつ」は廃船にできないんだというふうな、これは事業団の焦りに似たような気持ちがもって、どんどんどんどんと関根浜の設備について購入のためのいろいろな国費を、国のお金を投入していくふうなことに今なっているのではないかということを私は思うんです。
だから、初めにも申し上げましたように、廃船にするのか存続にするのかという問題をはつきりさせた上でこの種の法案についても審議をしなければなりません。

えているところであります。
そういう中におきまして私どもは、原子力船「むつ」による舶用炉の研究開発、そして将来の日本に備えていく、こういうことで進めてまいつたわけでございますが、残念ながら放射線漏れ事故等がございまして、その修理、安全な段階になりましたまでのいろいろな手立てを講じてまいりました。しかし、そういう中におきまして、各方面からおこなわれた貴重な御意見、御議論も出されてまいりました。私どもはそのような実態を踏まえて、そして、また原子力船「むつ」による研究開発が非

に長官として経理の言ふ過ちな指摘はどのよう
に考えておられるのか、お伺いをしておきたいと
思います。

ても陸上の旅館というものが全くないというところではございませんで、船から引き上げます魔界牽引物の問題等ございまして、また港の後背地といふことで、いきなりその海岸から港というわけに

○國務大臣(岩動道行君) まず、原子力船の研究開発に関する基本的なことを申し上げておきたいと思います。

○本間昭次君 今、関根浜の地域においては附帯陸上施設をつくるための土地の買収がもう既に行なっては自民党での御検討が行なわれておるところでござしますし、さらに国会等の各方面の御議論を聞きながら政府としての方針を決めてまいるわけでございますが、今の御質問につきまして、廃船という結論が出たらどうするのかという御質問でございますが、いずれにいたしましても関根浜の港につきましての建設ということ、「むつ」を回航するということでの当面の最大の課題でございますので、それをまず実行するということにならうかと思います。その廃船の方法をどうするかというようなことにつきましても、十分にどういう方法が一番適切であるかというようなことも検討してまいらなければならないと思ひますが、今まだ廃船とすることを想定しているわけでもございませんで、具体的にどうとこうとを御説明し得る状況でございません。

ざいます。特にエネルギー資源においては、石油につきましても九割以上申しますが、ほとんど一〇〇%近くものを海外から輸入しなければ成り立たない国家であることは御承知のとおりでござります。そのようなことで、私どもはできるだけ石油へ対する依存度を減らしてまいる、そして代替エネルギー政策を強力に推進してまいらなければならない、こういう国情、そしてまた日本の国民生活の向上と繁栄、平和のためにも、基本的にこの政策は私はこれからも続けていかなければならぬ重要な課題であろうと思っております。したがいまして、日本いたしましては原子力の平和利用ということに徹して、そういう中において海運国家、貿易国家、造船国家の立場からも舶用原子炉というものはぜひ研究をしていかなければいけない、開発をしていかなければならぬ、このような考え方方は從来とも持つてまいりました。そしてまた、今後ともこれよお算すてまいりたゞと考

でようやく地元の方々とのお話し合いができた、いわゆる五者協定でございます。この五者協定は私どもは忠実に、誠実に実行してまいらなければならぬと考えております。そういう中において関根浜は、これが今後の原子力船「むつ」に関する自民党的検討はもちろんのこと、国会の御審議等を十分に踏まえて適切な対応をしなければなりませんが、ともにかくにも地元の方々との五者協定を忠実に守るという立場からは関根浜という港をつくっていかなければなりません。

この関根浜の港をつくるに当たりましても、私どもはただいま最終結論がまだ出ておりませんので、いすれにいたしましても大凌から移さなければならぬといふ約束は守つていかなければならぬ。したがつて、関根浜は結論がどうあろうとも最小限度の姿においてまず着工し、そして五者協定を忠実に守るという実行をしていかなければならぬ。こういうことで私どもは今後とも関

根浜の港は誠実に五者協定の精神に基づいてこれまでやつていく、こういうことでござりますので、来年度の予算要求におきましても、結論がどうありますようにも、やはり関根浜の港をつくっていく、それに必要な土地買収等も行っていかなければなりません、こういうことで今後とも進めてまいりたいと思いますので、御了解をいただきたいと思うのでございます。

○本岡昭次君 長官は理解をしてくれとおっしゃいますけれども、私は理解ができないんですね。結論はどうであれ五者協定を忠実に守って関根浜には原子力船「むつ」の母港をつくるんだと、こういうことを長官がおっしゃるというのは、どうも余りよくないと思うんですね。結論はどうであれと。その結論が私は大事なんであって、その出た結論によって一体関根浜の母港というものはどうあるべきかということになるので、大臣の発言としては不適切だと、こう思うんですね。

今やはり必要なことは——ここまでめ続けて

いる原子力船「むつ」、廃船か存続か、そしてともと母港であった大湊からも見放される、そういう状態になつたわけでしょう。そして自民党中央でも、そうした問題が国民の世論を受けて廃船にしてはという結論も一方では出るということがあつた。だから私は、「むつ」の後始末ですよ、はつきり言えば。ここまで私たちの言葉でけちがつて、もうどうしようもない。大体けちがつてしまふとこれはどんどんついてどうしようもない。やはりこうしたことはみんなに祝福されてスタートをして、そして祝福されてその結論を得るというふうな形にならなければならないものなんですが、けちのつき続きでいたものをここまで持つていくのか。

もう「むつ」は「むつ」でここで後始末をどうするかという問題をやって、そして長官のおっしゃる船用炉の研究開発、これは私たちも基礎研究といふものはやつていかなければならぬと、いうことは認めているわけです。だから、「むつ」

のこういう状況と船用炉の研究開発をさらに原子力研究所で一緒になつてやらしていくという、そ

このところに問題があるというんですから、切り離していけない問題かという問題ですよ。どうで

すか、長官、「むつ」は「むつ」で切り離して、

そしてあなたのおっしゃる船用炉の研究開発といふのは、基礎的なものから国民的な論議を巻き起こしながら、そういうものに支えられて原子力研

究所が初め再スタートしていく。まあボタンのか

け違えがこういうことになつたんだという言葉も

ありますように、そのところの英断、決断、こ

れが政府に今求められれているのじゃないかと思

んですね。

け違えがこういうことになつたんだという言葉も

ありますように、そのところの英断、決断、こ

れが政府に今求められられているのじゃないかと思

んですね。

け違えがこういうことになつたんだという言葉も

ありますように、そのところの英断、決断、こ

れが政府に今求められられているのじゃないかと思

んですね。

け違えがこういうことになつたんだという言葉も

ありますように、そのところの英断、決断、こ

れが政府に今求められられているのじゃないかと思

強く思いましたのは、原子力の船用炉の研究開発が必要であるということを明確におっしゃったこ

とは、これは社会党さんの從来原子力に対するい

るいろいろなお立場から見まして、大変貴重なしかも

重要な御発言で、私どももこの点において意見の

一致を見たということは大変私は心強い、極めて

重要な御発言でございまして、今後ともこのよう

な共通な意識ができると心から喜んでおる次

第であります。

また、研究開発に当たつて不成功と失敗と、こ

ういうこともありますのもこれはやむを得ないこ

と、うまくいかなかつたということがあって当然

んですね。

敗がつきもの、あるいは不成功というようなこ

と、うまくいかなかつたということがあって当然

んですね。

け違えがこういうことになつたんだといふ

ういうことによると、そのところの英断、決断、こ

れが政府に今求められれているのじゃないかと思

んですね。

か、いろいろなことがございます。といったしますと、最小限度やはり何年かは関根浜に原子力船

「むつ」というものを置いておいて、そしてそれ

の対処をしていかなければなりません。こういう

ことでございますので、最小限度私どもはそれを

念頭に置きつつ、継続が必要となればそれに必要

な地上的施設等もやつていかなければなりません

し、港の規模についても検討もしていかなければ

ならない。

こういうことがありますので、関根浜は、た

だいまのところは結論が出ておりませんけれど

も、どうか最小限度の対応だけはさしていただかなければなりません、こういうふうに考えておる

べきでございます。

ただいまお立場から見まして、大変貴重な御

意見でございまして、今後ともこのよう

な共通な意識ができると心から喜んでおる次

第であります。

また、研究開発に当たつて不成功と失敗と、こ

ういうこともありますのもこれはやむを得ないこ

と、あつてはならないけれども、あつても仕方が

ない、それを基礎にしてさらに研究開発をやり強

くやついていくべきだ、こういうお話をこれもまた

大変貴重な御意見として承つた次第でございま

す。

さて、当面の原子力船「むつ」でございま

すが、これは結論が継続になるのかあるいは廃止に

なるのかともあるのもこれはやむを得ないこ

とだらだめでありますけれども、それは国家的

な仕事ではできるのじやないんですか。それを何

でいつまでもこれにこだわっているのか。もう船

もつくつてから十何年過ぎようとしているし、だ

がつて、これを関根浜に移していかなければなら

ない。となりますと関根浜の港をつくつていかな

ければならない。

また、廃船という具体的なことをどのようにや

ついくのかということになりますと、これから

検討結果を待つて私ども対応しなければなりま

せん。ただ関根浜に置いておけばいいのか、ある

いはこれは炉心をどういうふうに処理をするの

か、いろいろなことがあります。といったしま

すと、最小限度やはり何年かは関根浜に原子力船

「むつ」というものを置いておいて、そしてそれ

の対処をしていかなければなりません。こういう

ことでございますので、最小限度私どもはそれを

念頭に置きつつ、継続が必要となればそれに必要

な地上的施設等もやつていかなければなりません

し、港の規模についても検討もしていかなければ

ならない。

○本岡昭次君 現が言つたのは、この法案の中

で、統合して原子力船「むつ」も一緒に業務の中

身として抱え込むというふうなことをやめよと、

船用炉の研究をするということと原子力船「む

つ」を使っての業務を持ち込むということを切り

離すということはできないのかということを今尋ねて

いるんです。

○政府委員(中村守孝君) 現が言つたのは、この法案の中

で、おきまつては廃船という結論が出ておりませんけれど

も、どうか最小限度の対応だけはさしていただかなければなりません、こういうふうに考えておる

べきでございます。

ただいま御審議をいたしましたが、仮に廃船とい

う結論が出ておきまつても、原子力船「むつ」は大

きに置いておくといふことができないのでござい

ござりますし、現在のところその統合をする原研におきまして研究材料として「むつ」を利用するという方向で検討をするのが、方策を進めるのが諸般の情勢から最も効率的であろうと、こう考えておる次第でございます。

は、「むつ」の廃船が存続かという論議の問題も含めて、「むつ」はもう始末してしまえといふこと、だから「むつ」の存廃の問題と原子力研究所で舶用炉の研究を続けていくのと切り離してしまえということを私は言っているんですよ。だから、二つの事業体を一つにまとめるといふそのことに、事業団のやつてきた「むつ」もその事業団と一緒に仕事をとして抱え込むなど、「むつ」は「むつ」で切り離してしまえど、こう言っているんですよ。私の意見として言つておきます。そういうことが今一番大事じゃないかと思うんです。

船用炉の研究に賛成してくれるのかということなんですが、私が言ったのは、船用炉の基礎研究といふもの続けていくということを否定していくなといふことを言っているんですよ。将来の問題として一体どうするのかという問題で、基礎研究というものは当然進めるべきであって、そのことまで我が党は否定したことは今までないわけです。そういうことだけは今は引きさせせておきます。それから長官も、「むつ」による船用炉の研究開発のあり方について、次のように本会議答弁をされておりますね。当厅といたしましても国会の御論議はもとより関係方面的の広範な御意見を承り

るわけで、今はもちろんそのことをやつしていると
いうことになろうと思うんですが、それでは、いつ、
どのような方法で関係方面の広範な御意見
を、国会はもとよりと、こうおっしゃっているの
で、今私が言つて いるような議論をどの場で国会
としての意見をまとめようとなさつているのか、
お伺いをしておかなければならぬと私思 うんで

○國務大臣(岩動道行君) 何と申しましても、私ども行政を進めてまいる上では、国会が最高の権威を持つておりますので、国会であらゆる場において御審議をいただくということであろうかと思ひます。しかしその中心はやはり担当の委員会が中心ではないだらうかと思います。そしてまた、予算委員会というもののございました。この予算委員会においても、かなりの時間が原子力船「むつ」についても審議をされたわけでござります。あるいはまた、本会議も当然重要な審議の場であろうかと思っております。そのように私は、国会のあらゆる機関を通して十分な御意見をちょうだいをいたし、そしてそれに対し対応をする、こういうことであらうかと思ひますので、この上とも当委員会におかれましても十分な御審議を賜りたいと思っております。

らその線で交渉を統一、しかも取得をしてい
と。取得の契約につきましては事業団みずから、
相手方と契約するわけでございますが、この際
も青森県の土地開発公社に立会人になつていただき
てすべて進めておるということをごぞいます。
ただいま新聞報道につきましてお話をござい
したが、御存じのように、事業団は国の原子力開
発のプロジェクトを実施している機関でござ
まして、そういうふうな意味では貴重な国家予算
で進めておるわけでございます。したがいま
で、裏金とかあるいはつかみ金とか、そういう形
類のものは一切ございません。これは私は事業
の使命としてそういうふうに考えておりますし、
そういう報道はござりますけれども、この点に
きましては事業団の姿勢ということにつきまし
て御理解賜りたいと思うわけであります。

補償が約 千万強支払われておるわけでござりますけれども、個人の所有地につきましてはこれで通常の立木補償が行わされております。それから、問題となりましたいわゆる共有地につきまして、これは防風林でございますけれども、防風林につきましては防風林の機能に応じた補償が行われておりますまして、それぞれ対象土地は違った土地でござります。片一方は個人が所有する土地でござりますし、片一方は共有地でございまして、それから違った土地でございまして、新聞に報道されておりました二重の補償というようなことはないといふことでござります。

それから、これらの補償につきましては、いざれも公共用地の取得に伴います損失補償基準等によりまして適正に行われておるというように聞いております。

それから、もう一つ問題であるというふうに趣道されております生活環境整備資金として支払われ

先ほども言いました土地の買収等にかかる諸問題なんですが、最近の新聞に次々と「むつ」新母港になる関根浜周辺の問題として、用地買収あるいはまた漁業権にかかる迷惑料あるいは漁業補償金の配分の問題などについて報道がなされております。

まず、その中の一つですが、陸上附帯施設や道路の用地買収に、新聞の言葉をそのまま引用しますと、裏金一億円などと報道されています。またそのことが国土利用計画法に違反するのではないかということで、国土庁が調査に乗り出している

青森県は、これは国土利用計画法によりますと、一定規模以上の土地取引につきまして届け出が義務化されるということになつております。本件につきましては大体二十一ヘクタール、全体の構想がそういうことでございますので、原則としてすべて土地取引につきまして届け出が必要ということがあります。その届け出を受けて、さらに処理するのは青森県でございますけれども、その青森県に対しまして事実関係の調査依頼いたしたわけでございまして、今日わかつております状況に基づきまして御報告いたしたい

これらの生活環境整備資金につきましては、代替地の選定ですとかあるいは集会所、部落集会所でございますが、それらの整備ですか、あるいはその地権者会の事務費等の費用として支払われておるということで、土地代とは区分されておるというふうに報告を受けております。

なお、三千万円のうちの一部、二百万円強でございますが、現在これらにつきましては個人に配分されずに積み立てられておりまして、いざれ玉い将来集会所の整備に充てるというふうにも聞いております。

そこで、原子力船研究開発事業団並びに国土
庁、その事実の状況なりあるいは調査した結果、
一体これはどういうことなのか、ここで明らかに
していただきたい。

○参考人(井上啓次郎君) 土地の買収につきまし
ては、事業団といいたしまして青森県の土地開発公
社、理事長は山内副知事が務めておりますが、そ
こに全面的に業務委託をしておりまして、最初か
青森県は、いわゆる届け出の対象者でござ
ります事業団、それから地権者会の代表、それか
先ほどお話しございました買収交渉に当たりまし
青森県の土地開発公社から事情聴取を行つたわ
でございます。

その事情聴取の結果に基づきますと、新聞で
道されている点、主として二つあるかと思いま
すが、一つは立木補償の問題でございます。立

それからもう一つは、地権者会に一括して支払われております。その支払われた資金につきましては先ほど言いました二百万円強を除きましてそれを配分されたわけでございますけれども、それら地権者会に属した人たちだけに支払われております。これが約四十人強でございますが、そのほか既に用地買収に関連しまして契約した方々、約七十人ぐらいのわけでございますが、したがつて一部の方々、それらはまさに土地買収に協力したというような名目で支払われたというようなことでございます。

こういった状況を前提といたしまして、県いたしましては、少なくともその土地、平米当たり六百六十円で売買されたわけでございますけれども、その上積みとしては考えられない、したがつて国土利用計画法上の問題はないというふうな報告を受けておるところでございます。

国土庁といたしましても、この県の調査結果に基づきましていろいろ検討いたしたわけでございまますけれども、我々としてもこのラインは妥当であるといふうに考えておるところでございます。

○本岡昭次君 今、問題なしといふうに国土庁の方は報告されるし、それから事業団の方は裏金など一切ないと、こういうことです。裏金があっては困りますし、また問題があつては困るんですが、しかし問題にしなければならないことはほつきりあるんです。

今も出たように、一平米当たり六百六十円という土地代に対して、生活環境整備資金の名目で一

平米当たりその土地に対し百九十八円、防風林補償の名目で一平米当たり四百四十二円、合計六百四十円が上積みされて、結果として一平米十三

百円といふうに私の持っているこの資料からは計算ができるんです。私の持っている資料には、

その地権者の一人がどういうふうにして補償を受けたかということがここに詳細載っております。

だから、一平米当たり一千三百円といふことが初めてあって、それなどうつじつまを合わすかという

ことで、生活環境整備資金あるいは防風林補償といふものがそれぞれつけられて土地代に換算され、それが支払われたということは事実であるわけだ。一体、国土利用計画法というのは何を目的にして制定されておるんですか、国土庁。

○説明員(武智敏夫君) 投機的取引の防止と合理的な土地利用でございます。

○本岡昭次君 六百六十円の土地という値段がそこにについて、その上にどのような名目で土地代に換算してどんどんとつても、生活、防風林またはいろんなものをつけて、結果として土地買収費の六百六十円の二倍になろうがそ

れは違反にならぬというお考えですか。土地代と

いうものが初めに六百六十円とか七百円とかあれ

ば、その上に土地代に換算していろんな名目のも

のをどう積もうとそれは全体として土地代とい

うふうに見ない、こういうことになるんですか。

○説明員(武智敏夫君) お答えいたします。

土地代はあくまでも土地代でございまして、例

えば建物つきの土地を売買するときに、法律では

土地について価格審査することになっておるわ

けでございますが、要は上物の、建物の評価を非常

に高くして土地について安くするというような懸

念もございますので、そういう場合に上物につい

ても評価をしまして、その上で土地が高いか安い

かについて判断いたすことになつております。

本件につきましては、先生御指摘のように、土

地代のはかに生活環境資金とそれから立木補償が

行われておりますけれども、立木補償はこれは通

常全國的に立木補償が行われるわけでございま

し、生活環境資金につきましては若干の、何とい

うんですか、県の報告にもございますけれども、

土地の面積に応じて配分したというところに問題

といいますか疑惑を招いた点があるというような

ことでもござりますけれども、いずれにしてもそれ

それが理由のつくお金でありますれば、要は国土

利用計画法は土地代について審査するということ

でござりますので、そのところは区別して考

えなきやいかぬといふうに考えております。

○説明員(武智敏夫君) 千三百円というものは、少

なくとも我々聞いております限りではあつたとい

うふうには聞いておりません。交渉の過程でいろ

いろ千三百円要求されたですとか、もっと高い価

格ですか、いろいろあつたといふうには聞いて

ておりますが、千三百円ありきからすべてが出了

というふうには我々理解しないところでござい

ます。

土地代につきましては、原野につきまして平米

当たり六百六十円ということでございまして、先

ほど言いましたとおり、いわゆる個人の所有地に

つきましては立木補償として八百五十万円弱出て

おります。それから防風林につきましては、これ

は共有地でござりますので五千五百万円ぐらいが

出でるということございまして、これは土地

代とは別でございますが、例えば個人がそれぞれ

国士利用計画法に基づきまして報告される際に

は、立木については、立木は公共補償の基準によ

つておるということございまして、これは土地

代とは別でございますが、例えば個人がそれぞれ

國士利用計画法に基づきまして報告される際に

は、立木については

それで、先生おっしゃいました今のそういう加味があつたといたしますすれば、と申しますか、我々もそういうことは耳にしたものでござりますので、県にも確認いたしたわけでございますが、要は税金との関係等については県はそういうことはないというように我々は聞いております。

防風林補償の点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、個人の所有地につきましては立木補償をやりまして、それから共有林の部分について防風林補償をしたということになつておりますので、土地は、個人所有地の部分を持つておる人が場合によつてはまた共有地を持つておるといふことも考えられますので、そういう場合には両方からもうらうとということはあり得ると思ひますが、いわゆる土地に着目したときには、個人所有地については立木補償、それから共有地につきましては防風林補償というふうに我々は県から報告を受けております。

いるんじゃないでしょうか。県の報告を受けた国土
庁の見解なり判断はわかつたんです。私が言つて
いるようなことが事実であるとすれば、それはど
うなるんですかということをあなたに尋ねていいる
んですよ。なぜ私の質問に正確に答えないんです
か。私が調べ、私が今ここで言つていることが事
実であれば、国土庁としてはどう判断しますか。
○説明員(武智敏夫君) 防風林と立木との関係に
つきまして、同じ土地につきまして、立木でも補
償をもらい、かつ防風林でも補償をもらつておる
とすれば問題だというふうに考えております。た
だし、我々は県からそういう事実はないという報
告を受けております。

それからもう一つは、税金の問題につきましては、これはいわゆる生活環境資金として出されたものが土地代であるか否かということござりますので、我々いたしましては、そのところについては、地権者会から名目を税金というふうに仮にしたとしても、我々としては問題はないん

じやないかといふうに考えております。

○本岡昭次君 そうしたら、これは土地の税金分だからといって、土地の上にいろんな名目をつけた積み重ねで、結果としてその金額がどうなるうと、この国土利用計画法で言っているように、この法律は土地の投机的取引や地価の高騰を抑制して書いてある、その地価の高騰を抑制しという問題について抑制することになりますか。土地代は

これだと、しかしその上にどんが名目をつけて、も、実際支払う側は土地を買収するために支払う金になるんですよ。歴然たる土地代でしょ、どう言おうと。それではこの国土利用計画法といいうものが土地の高騰の抑制に役立つということには全然ならぬじやないですか。いろんな名目をつけて、結果として支払えば、それでもとの土地代そのものが低ければ問題はないとなたはおっしゃ

つてゐるんですが、一体これはそんな意味のない
ざる法なんですか。

を抑えるということでもありますので、いわゆる先生おっしゃるとおり、その土地代は土地代として(平面)二点(二点)、つまり二点(二点)

名目をつけて、何というんですか、土地代の裏金的な経費として出すということも懸念されるわけでございます。したがいまして、我々の指導といたしましては、いわゆる名目のいかんを問わず、

土地と関連して金を出しておる場合には、届け出の中にその報告書を書きせることにいたしております。書かせることにいたしております。それにつきましてそれぞれ審査しまして、その一つ一つが説明がつく合理的なものであるかどうかについて審査した上で、土地代としてはそれが適切で

あるかどうかと、ということを判断いたしておるわけ
でござります。

ところが、本件について申しますと、先ほども
申し上げましたとおり、いわゆる届け出は昨年の
一月ぐらいから逐次出てきております。現在まで
七十人ぐらい出てきておりますが、先ほども申し

上げましたとおり、この生活環境整備資金につきましては、ことしの三月十六日に決定しまして十九日、支払われたものでございます。したがいまして、それぞれの届け出が出た段階におきましては、当然にこれは、生活環境改善資金につきましては、その事実がわかつてないわけでございますので、審査できていないというような問題はございません。

でござりますけれども、そのことについては、県は若干の反省がございまして、要は、先ほど言いましたとおり、土地にまつわった金については事前に本来チェックするということが建設でございますが、本件の経過にかんがみますと、後から出てきたというようなこともございまして、そういう体制についてはこれから厳しくチェック体制は確立していくというようなことを言つてござります。

ておりますし、我々もそういうラインで指導したいというふうに考えております。

○説明員（武智敏夫君）　先生の御指摘の点については、再度県から照会したいと思います。
○本岡昭次君　国土庁の土地利用計画法というのは余り當にならぬということはようわかつたんですが、事業団はどうですか。

今私が言ったように、初め千三百円ありきで、いろいろな名目でつじつま合わせをしていったところはここに、だれだということは言えさせない、私はこれから全部持つておるんですが、そこにさりげなくある地権者の計算式から公文書みたんけれども、ある地権者の計算式から公文書みたみなものから全部持つておるんですが、そこにさりげなく書いてあるんで

すよ。あなた方はそういうことで順次つけていって
たんでしょう、これ。説明つかぬでしょ、ここ
に書いてあることは。どうなんですか。

○参考人(井上啓次郎君) ただいま先生の御指摘
の、一千三百円が最初にあつたという話は全然根拠
のないことございまして、土地の交渉というの

十八人もいろいろの方がおられますと、これはいろいろの議論をされて、長い間かかって話し合いでつけたわけですが、まして、決して最初にこれだけのものを出すのだという意味で計算は一切しておりません。

したがいまして、土地代あるいは立木代、生活環境整備資金、これはそれぞれ理由がありますが、第一に、これは多分、二つ目で、

○本岡昭次君 生活環境整備資金の問題はどうな
んですか、私が先ほど言った問題。
○参考人(小川健兒君) 生活環境整備資
金を出す
ます。

に至るまでの経緯について御説明いたします。
今お話をありましたように、ことしの三月十九日付で当事業団は三千万円を生活環境整備資金として、これは一括して地権者会に支払いました。

個々に支払ったわけではございません。
これを出すに至りました経緯につきましては、
当事業団は、五十七年の七月以降、用地買収交渉
の業務を青森県の土地開発公社に委託していたわ
けです。青森県の土地開発公社は、五十七年の九
月から地権者との交渉を開始しております。翌五
十八年の三月、昨年の三月でございますが、地権

者会が設立されまして、交渉の窓口として同地権者会の協力を得ながら買収業務を進めてきたわけでござります。

その交渉の過程におきまして、地権者会から、代替地を探す経費だが、あるいは土地譲渡についていろいろな打ち合わせのための費用、例えば

東京に働きに出てきている人の交通費だと、そ
ういったものの負担等についていろいろな希望が
出されました。地権者会がこれらを取りまとめて
土地開発公社と折衝に当たつておりましたが、本
年三月に同地権者会から事業団に対しまして、地
権者の生活環境整備のための資金の必要性という

ものにつきまして要望書の提出があつたわけでございます。

事業団いたしましては、土地譲渡に伴ういろいろな必要となる経費があるという地権者会の要望、その中には理解できる事項もあるというふうに判断いたしまして、地権者会の積極的な協力姿勢にござるということで、本年三月十九日に生活環境整備資金として三千万円を地権者会に支払つたものでございます。

この資金につきましては、話し合いの結果合理的な線でまとめられたと思っておりまして、決してつかみ金というような性質のものではございません。地権者のいろいろなケース、地権者の中にはいろいろの職業の方がおりませんので、いろいろなケースについて検討した上で妥当性を判断して決定したものでございます。

以上がこれを支払うに至りました経緯でございます。

○本岡昭次君 そうすると、税金相当分でこれは名目上の単なる肩書だと、生活環境整備資金といふふうなことが書かれてあるということは、これは勝手にこの責任者が書いて地権者にみんな文書として流したということになるわけですね。

○参考人(小川健児君) われわれはそういう文書が出てるということは全然承知しております。

○本岡昭次君 私もこの人の名前を言うわけにい

かぬから、ここであなた方にこれを見せるわけにいかぬが、現に書いてあることは間違いない。私も国会でうそを言うわけにいかぬからね。

いずれにせよ、新聞に書かれてあるようなそういう事実というものがあった。もちろん土地の買収は難しい、わかつています。また、土地を売らなければならぬ人の立場というのも僕はよくわかる。わかるけれども、やはりその根柢という

ものが明確になつて、そしてつかみ金がばらまかれたというふうな状態にならないようにだけはしなければならぬと、これはだれしも思うことなんです。しかし、ここに書いてあるように、何かを上積みせにやいかぬ、何かいい名目はないかなと

で、国のお金がいろんなところに使われているとしたら私は大変だと思うんです。だから、今までのお金によって事業団がいろんなところに補償金をやってきてきたけれども、一体どういうふうにやつてきたのかということを本当に全部一遍調べ上げたいと、これを見て思つていてるんであります。

これだけやつてゐるわけにいかぬから次の問題に入りますけれども、やはりこれはあなた方はその話し合いの中で最後に決着させるために税金分ということで払つたということは事実なんですよ。あなた方はここで認められないかもしらぬけれども、はつきり書いてある。何ですか、理事長、けげんな顔してはりますぐれども、事実なんですよ。あなた見せててくれと言つたら見せますよ。あなたの文書。見せましょうか、そこへ行って。どちらになりたいですか、今。それなら見せますよ。

○参考人(井上啓次郎君) いいえ、結構でござります。

○本岡昭次君 事実なんですよ。理事長、これが事実だとしたらそれはどういうふうにあなたお考えになりますか。あなたは先ほど、貴重な国費を使つて、国家予算を使わしていただきておりま

す、裏金なんて一切ありません。これは裏金かどうかかといふことはまたいろんな判断のあれがあるでしようが、しかし、名目なんかはどうでもいいんだと、事実はこうなんだといふうな形で国のお金が使われているということを一般の人が知つたらどうなりますか。

○参考人(小川健児君) 五十八年度分として一千十万円、それから五十九年度分として六千六十万円でございます。

○本岡昭次君 五十九年度、それぞれ一千十万元、六千六十万元の積算根拠といふ

要る、何が要る、こうしてくれといふことでもつて使われるならないぢやないですか。それが名目になつて土地代に加算されてばらまかれた、税金用にと。それが問題なんですよ。もしそういうことであればどうですか、理事長。

○参考人(井上啓次郎君) 今、土地代に対する税金相当分というお言葉がございましたが、これは土地を売買すれば当然それなりの税金を払う、これは当たり前のことでございますが、我々がこういうふうな折衝を重ねてきたときに、税金相当分という意味で計算をしたことは一度もありません。これは当然払うものは払う。これは売った人が払うわけでございますので、事業団としましてはその相当分を補償するという意味は全然ございません。

したがいまして、今お話をございましたが、我々いたしましては生活環境の整備、これでもつてお話し合いを続けて現在に至つたわけでございますが、これは地権者会の中にも非常に土地代を高く買えという議論もあつたと私は聞いております。しかし、それは県の指導価格で土地代は決まります。しかしながら、それは県の指導価格で土地代は決まります。したがいましてそういう関係で積み上げたものではございません。したがいまして私いたしましては、土地代に加わるものではなく私は申し上げたいと思うわけであります。

○本岡昭次君 あなたがそうおっしゃつても、土地代に加わつたものになつてゐるんですよ。平行線ですから次の問題に進みます。

また、この事業団は、「むつ」の新母港建設工事にかかる工事作業船の通過についての補償金を払つておられます。新聞では迷惑料と言つておりますが、五十八年、五十九年度にどれだけを支払われましたか。

○参考人(小川健児君) 五十八年度分として一千

○参考人(小川健児君) 航路設定にかかわります積算の考え方についてちょっと御説明させていただきます。

第一点は、航路設定区域、これは航路と申しますと共同漁業権内で幅五百メートルあります。それから長さが大畳の漁協では三・七キロ、これは共同漁業権内にある区域です。面積で言いますと百八十五ヘクタールあります。それから石持漁協の方は、幅はもちろん同じ五百メートルでございますが、長さが一・五六キロメートル、面積といつましてもは百一十八ヘクタールございます。そ

れらの航路の設定区域の中では、底建て網をやつ

ている方々とか何とかは皆網を上げなきゃいけない。そういう漁業操業が制限されることに対する制限補償があります。これが第一点でございましました。

それから、作業船が航路内を通過することによつて航路の近接海域、これは航路から両側一百メートルを考えておりますが、その作業海域での漁業操業が一時影響を受けること、これに対する影響補償というものがござります。

この二点を考慮いたしまして補償額を算定いたしました。

で、補償額の算定に当たりましては、現在の漁業実態を調査した上で、國の定めました基準、これは公共用地の取得に伴う損失補償基準でござりますが、それに基づいて算定を行つております。

○本岡昭次君 五十八年度は、それでは漁業をする区域を通過したとか、あるいは作業船が通過することによつて仕事を制限したとか、通過することによつて周辺に影響を与えたとか、そういうふうなことは五十八年度中に工事期間として何日あつたんですか。

○参考人(小川健児君) 五十八年度の基礎捨て石工事の着工は二月の二十二日でござりますが、そ

の網上げやなんかを始めたのは、予算の政府原案が通過した時点、一月の二十五日だとかと思ひますけれども、それでその時点で関根浜に港をつくるということですぐ作業に入りました。したがって、二月初めごろからもう既にその航路設定のためのいろいろな網上げとか、そういう作業が始まっています。したがって、約二ヶ月間そういう航路を設けたということになります。

○本岡昭次君 えらい細かいことを言うようです。が、そうすると二ヶ月間ということは、「一月の初めから三月の末ごろまで石をそこに運ぶ仕事が行われた」ということですね。

○参考人(小川健兒君) 実際に着工いたしましたのは「一月二十一日」で、三月の「日」には覚えていませんけれども、「二十四日」、「五日までかかった」と記憶しております。

○本岡昭次君 そうすると、一ヶ月の補償が約五百万円、それで五十九年度は一年間で六千六十万円、こういうふうに考えたらいわけですか。

○参考人(小川健兒君) さようございます。

○本岡昭次君 そうすると、これからいつまでこの補償は統一のですか。

○参考人(小川健兒君) 関根浜の港の工事が統一限りと申しますか、港の工事のために航路を設けている限りその補償をいたすことになります。

○本岡昭次君 そうすると、毎年六千六十万ですか、それが六十年度、六十一年度、六十二年度、こういうふうに統いていくというふうに理解しています。

○参考人(小川健兒君) 一年間航路を必要とする年であれば六千万程度の補償はやることになります。

○参考人(小川健兒君) 一年間工事をするんだつたらと、そうすると、その工事が終わつた後で何日通過したからどれだけ迷惑かけたとか制限をさせたとかいうことじきなくして、初めの計画に従つてこのお金は支払われるという仕組みになつていています。

○参考人(小川健兒君) 工事をやるために作業船が通過するためには共同漁業権内では航路を設け

ないと船が通れませんので、事前に先ほど申しました区域には底建て網とかそういう網を入れないようにしてもらっているわけです。そのための実始まっています。したがって、約二ヶ月間そういう航路を設けたということになります。

○本岡昭次君 えらい細かいことを言うようです。が、そうすると二ヶ月間ということは、「一月の初めから三月の末ごろまで石をそこに運ぶ仕事が行われた」ということですね。

○参考人(小川健兒君) 実際に着工いたしましたのは「一月二十一日」で、三月の「日」には覚えていませんけれども、「二十四日」、「五日までかかった」と記憶しております。

○本岡昭次君 実損補償だから、ことし一年どれだけ実損を与えたかということを計算して事後に払うのか、それとも今計画を想定して、「一月五百万円だからといって六千万円を払うのか」ということは。

○参考人(小川健兒君) それは、先ほど申し上げました制限補償と影響補償、これにつきまして、公共用地の取得に伴う損失補償基準というのがあります。それに基づいて算定しております、その制限する区域の制限補償と影響補償につきましては。

○本岡昭次君 いや、もう少し理解してください、私の質問を。

六千万円を払うのが……

○参考人(小川健兒君) 中しわけありません。一年間の損失の見込みとして補償しております。

○本岡昭次君 そうすると、結果としているなんなことが起ります。非常にその年は天候が悪く航したのが六ヵ月ぐらいしかなかったということがあっても、一年の初めに六千万円を出せばそれは六千万円だということにしてなっていく

○参考人(小川健兒君) どういふうに理解せないかねわけですね。

だから、そういうところに、何かもう細かいことを、目の中に手を入れたような話で私も嫌なんですけれども、こういう問題についても結局税金が使われているのですね。国の金が全部。そこで壁が要るわけなんですが、何か岸壁は新しく大烟漁港の防波堤の外側にそれをつくった。六億円かけてそれが新設された。しかし、実際にそれを使用するとなると、あのあたりは冬になると海が荒れて港の中でなければ、外にそういう岸壁をつくつたのは使用に耐えないんじゃないか、一体、事業団は何といふところに岸壁をつくつたんだ

○参考人(小川健兒君) 大畠の漁港に六億円で整備しましたけれども、あそこ恐らく一番東側の岸壁が荒れるというふうに今お聞きしたのです。が、港湾の専門家に聞きましたら、冬場は北西の風が吹くわけです。だから漁港内よりもっと静かでもっと使いやすい逆に大畠の東側の岸壁が使えないときは関根浜で工事はできないというふうに聞いておりまして、むしろ大畠の漁港内よりもその岸壁の方が波は静かだと聞いております。

○本岡昭次君 責任を持つての今の答弁だと思います。参考人(井上啓次郎君) ただいま先生の御指摘になつた、事業団の幹部が年間一千万円じゃないかというお話をございますが、これは新聞報道ではそういうふうに伝えられております。しかし私どもでは、それにつきまして現地の幹部及び関係者に尋ねましたら、そういう一千萬というような数字でセットしてそれの掛け算だと、つかみ金なんだというようなことは一切ございませんので、私といましましては、新聞報道のやり方といいましょうか、そういう問題はあるかもしれません。が、事業団といたしましてはそういうことは一切ございませんので、御了解願いたいと思います。

○本岡昭次君 この補償の問題について私ももう少し勉強をして再度質疑をやつてみたい、こう思いました。工事作業船の今言いました補償も、私は補償じゃなくて迷惑料ということで、やはりつかみ金というものがそこに出でてきているという新聞の報道の方が僕は正しいという立場をとります。だけれども、ここでやつても水かけ論だからまたそれは適当な機会に譲るにしまして、次の問題にちよつと触れてみます。

そこで、工事作業船の基地になるのは大畠漁港ですね。そこで作業船が石なんかを運ぶための岸壁が要るわけなんですが、何か岸壁は新しく大畠漁港の防波堤の外側にそれをつくつた。六億円かけてそれが新設された。しかし、実際にそれを使用するとなると、あのあたりは冬になると海が荒れて港の中でなければ、外にそういう岸壁をつくつたのは使用に耐えないんじゃないか、一体、事業団は何といふところに岸壁をつくつたんだ

○参考人(小川健兒君) 大畠の漁港に六億円で整備しましたけれども、あそこ恐らく一番東側の岸壁が荒れるというふうに今お聞きしたのです。が、港湾の専門家に聞きましたら、冬場は北西の風が吹くわけです。だから漁港内よりもっと静かでもっと使いやすい逆に大畠の東側の岸壁が使えないときは関根浜で工事はできないというふうに聞いておりまして、むしろ大畠の漁港内よりもその岸壁の方が波は静かだと聞いております。

○本岡昭次君 今いろんなことを言いましたけれども、これは長官に聞いていただきたいんです。が、このように補償というものは本来実損補償であるべきなんですが、それが実損補償でなくて、政治加算あるいはつかみ金、やはり相手の要求に応じいかなければならぬというところで、実損の補償とかなり違つたものがそこに実態としてあるということからこういうことが起こつてゐるんだと思うんですが、やはりその大もとは「むつ」の新母港建設で十八億円の漁業補償金というものを関根浜漁協に渡したという事柄が私は根っこにあると思う。

衆議院の科学技術委員会でも、この十八億円の補償の根拠、何を根拠にしてこの十八億円というものを漁協に渡したのか、その根拠を示せといふことをわが党の委員が執拗に迫つておりますが、頗るとしてそれは言えないと、こういうふうにして突つ張られております。

問題は、そういうところから派生して、とにかく根拠がないんだから、言うだけ言えば、吹っかけるだけ吹っかけられればいいじゃないかというふうな風潮が私は流れてくるんだと、こう思うんですね。だから補償というものはみんなが納得する根拠というものがついて、それを何も天下国家に公表する必要ないですが、必要なところにはきち

とそれを公表して、それに基づいて必要な補償がそれぞれの対象者に行われる、そこには何ら問題が起こらないというふうにしていかなければならぬじやないかと、こう思ふんです。

それで、その補償金の配分を十七日に決めたようなんですが、まず初めに、うまくその配分の問題がいったのかどうか、これはいかがでしょ。

○参考人(井上啓次郎君) 十八億円の関根浜漁業組合における配分は、一応臨時総会で、先生の御指摘のように、この十七日に議題になり、大筋において決定をしたということを聞いております。

具体的には、これは協定書にもございますが、組合長の責任において公正に行う、適正に行うということになつておきました。事業団といたしましてはその報告をまだ受けてはおりませんけれども、適正に行われるということを信じております。

○本岡昭次君 新聞の報道するところでは、今答弁になつたように、適正に行われたと言えるようなものではとてもない、私はこう思ふんです。何が適正かどうかということがはつきりしないのは、その積算の根拠がはつきりしないから何が適正かどうかがわからないんですね。新聞では、幽靈会員がたくさんいて、その者に、本来渡さなくともいい者に渡した、本来漁業を一遍も営んだことのない人が会員になつて、その人にも均等分配が三百二十万円行われたというふうなことが出てるし、一体何がここで起つているのかという事実を私は本当に知りたいと、こう思つているんです。それはまた別の機会にして、やはりその根幹は、今言いましたように十八億円なら十八億円という補償をどのような根拠に基いてやつたのかということがわからぬという、政府が示せないという、そこに私は最大のやっぱり問題がある、こう思ふんですね。どうですか 科学技術庁。

○政府委員(中村守孝君) 十八億円の漁業補償金の積算根拠を明らかにしろと、こういうお話を衆議院の科学技術委員会の方で出され、それにつきましては、この積算につきましては現在漁業組合

の中で配分も行われている段階でございますので、従来から青森県等でそういう際には、漁業補償の配分が終わり、しかもその資金が支払われるときまでの過程においてはそういうものは公表しないということが從来からの慣例になつてゐるんで、そういうことがございます。

その積算根拠につきましては、基本的には、先ほどのときにもございましたが、國の定めました補償基準のベースにのつとりまして、漁獲高をベースに、それに収益率とか漁業に与える影響率、そういったものを掛け合わせて算定するというこになつておりますので、それらに基づいて算定しておりますし、そのもとになるデータ等については事業団の方で市場調査をしたり、実際の収益等について調査をした結果等を参照し、かつ県の水産部等の御意見も聞いて、妥当な数字として算定したものと私どもは聞いております。

○本岡昭次君 その今おつしやった収益が今までどおり上がりなくなるだらうとか、漁業を営んでいく上にこういう影響が出るだらうとかという幾つかの項目それぞれに、十八億円のうち六億円とか五億円とか三億円とかいう項目がついておれば、それに基づいて地元で配分されば何ら問題ないんですが、今おつしやったそれ一つ一つに対して十八億円はどれだけの割合をもつて積算されているんだということも言えないんですか。

○政府委員(中村守孝君) 今の段階で具体的な数字の内容につきまして御報告できませんが、これは従来の県の慣例によると、いうことでございま

する補償として支払われておるものでございまして、その権利は現在実際に漁獲高を上げている者に必ずしも比例するものじゃございませんで、その組合員の基本的には共通の財産でもあるわけでござりますので、その配分が補償額で示した漁獲に応じて配分するということが妥当であるかどうかといふことについてはまたいろいろ議論のあるところかと思いますし、その配分につきましては、先ほど申しましたように漁業権のいわば買い取りに伴うものであり、漁業権については組合員全員の共通の財産であるということをございますし、これはあくまでも組合の内部で組合員の方々がお話し合いになつて配分されるという筋合いのものであろうかと私ども考えております。

そういう意味で、私どもは一切この漁業補償の配分の問題について我々が漁業組合の方に、まあ早く問題解決していただいた方が我々の立場としてもよろしいわけですが、だからといって漁業組合に何か行動を起こしたり、あるいは県に何をするというようなことは、先ほど言つたような趣旨からいつて一切いたしておりません。

○本岡昭次君 その漁業権の価格が十八億円というものが正当であったのかどうなのかというその問題を私は論議をしなければならぬと、こう思つているんで、どう配分したかという問題には私はまだ触れてないわけなんで、その漁業権というものの価格、私は素人ですから尋ねているんですが、それはどういうふうにして決めるんですか。

○参考人(小川健兒君) 漁業補償金十八億円の算定に当たりまして評価した項目、次に述べます五点ございます。

その第一点は、消滅補償でございます。これは港ができますと港の防波堤などの港湾構造物で埋まる区域及びその構造物の維持管理に必要な区

りますが、そこで漁業権が消滅することに対する消滅補償であります。これは漁業権を買取るわけですが、その消滅補償、今回の十八億円の消滅補償区域は面積として六十九・八ヘクタールござります。

それから第二番目は、制限補償と申しまして、港湾の建設工事の期間中に漁業を制限する区域でございまして、これは構造物の外側三百メートルを基本としています。そこで漁業操業が制限されることに対する補償でございます。これは面積で申しますと、この場合は六十七・六ヘクタールとございます。

それから第三番目が漁場価値減少補償と申しますが、これは構造物の外側三百メートルを基本としています。そこで漁業操業が制限されることに対する補償でございます。これは面積で申しますと、この場合は六十七・六ヘクタールとございます。

それから四番目でございますが、港湾建設工事

それから作業船の運航等によって周辺海域での漁業操業が影響を受けることに対する影響補償。

それから最後に、漁業の制限等による漁具その他の資本に関連して通常生ずる損失、通損補償でございます。

この五点を考慮しまして、先ほど申しました公用地の取得に伴う損失補償基準に基づきまして算定しているわけでございます。

○本岡昭次君 大分わかつてきましたが、その五点のその一つ一つがまあいわば十八億円の基礎になつておられるんですけど、ひとつ五項目の各項目ごとに、それでは十八億円というものはどういう割合で算定をしていったのかということは言つてもらえませんか。

○参考人(井上啓次郎君) 先生のせつかくの御指摘でございますが、今申したような項目でそれぞれ計算しております。その基準といたしましては、平年漁獲金額、それに収益率、漁場依存率あるいは被害率といふものを決めまして算定したものです。

特に申し上げたいのは、この平年漁獲の金額と

か収益率」というのは、漁業実態を調査した上で数字を出しております。しかも、この漁業実態を調べるときに、これは関根浜漁業協同組合の役員会の御了承を得て各人に照会をし、いろいろなデータをいただいたわけでございます。したがいまして、そのときにもその数字は公表しないでいただきたいということと、我々もその点は十分了解しておりますので、今申し上げたような算定基準とか、あるいは計算式といふものはきちっとございましてけれども、それぞれの補償項目の金額を言えますということにつきましては、先ほど来言つておられるような事情で、この際は差し控えさせていただきたいと思うのでござります。

○本岡昭次君 衆議院でもおっしゃらなかつたんだからここでも言わないのであるからやめますけれども、とにかく「むつ」そのものが、今言つたように、もう国民挙げての壮大なむだ遣いだと、もう廃船にしてしまえという、そういう声が上がつております。一方で、「むつ」の新しい母港になる関根浜周辺でまたここでいろんな金が、国の大切なお金がむだ遣いされているんじゃないとか、あるいはまた既成事實をたくさん積み上げていくために次々といろんな補償をやつしていく、「むつ」の存続ということについての基盤を政治的につくろうとしているんではないかと、私はそういうふうなことを非常に今の実態の中で心配をしております。そこで、この問題は、あとまだたくさんやらないかぬことがありますので、一応この程度にしておいて次の問題に移ります。また次の機会に「むつ」問題についていろいろ論議の場を持つくついただけれど思ひますからそこに譲ることにしまして、次の問題に入ります。

それで、長官にお伺いするんですが、「むつ」の存廃問題について広くこれから論議をしてくれば、こうおっしゃっても、「むつ」をこのまま存続させてこれから研究開発をするについて一体どのようなお金がかかるのかという問題は、その論議をするについて非常に必要な要件ではないかと私思ひます。前回もその問題を質問しましただけ

れども、政府としてはそうした試算はない、と、こうおっしゃいます。事業団として一応の試算をして一千億円というものはあるようだが、というお話をあります。どうですか、政府としての、このまま「むつ」を存続させるとすれば研究開発にこれだけのお金がかかるんだということを、政府の責任において一応の概算、試算をここで明らかにしていただけませんか。

○政府委員(中村守孝君) 「むつ」の開発計画につきましての資金でございますが、この点につきましては現在のところ、従来お話し申し上げておりますように、事業団で試算をいたしまして数字として約一千億円の計画があるわけでございます。

この計画は、関根浜に港を建設いたしまして、そこに陸上附帯施設をつくり、当然のことながら出力上昇試験を行いまして、そこで合格の証書をいただきた後、実験航海を二年ほどやります。さらに引き続き、炉心をかえまして、新しい改良型の炉心を設置しまして、それからさらに四年程度いろいろな航海実験をするということで計画されておるものでございます。港の建設費につきましては、そういう意味で約六百億円、それから磨船費も含めましたいわば研究開発費が約三百四十億、その他船の乗組員あるいは本部の従業員等、さらには定期港の管理その他の関係での経費等が一百億円、それで約千億というような見積もりをしておるわけでございます。

上施設をつくるのに六百億、実験に二百四十億、その他人件費等々含めて一千億は要るであろうということを明らかにしていただいたわけですから、それをもとにしてまた今度論議をこれから進めていきます。

それから次に、この遮へい改修工事の契約の問題なんですが、その中で瑕疵担保期間の問題を前回のこの委員会で質問をいたしました。その中で局長は、その期間の延長問題についてメーカー側と事業団側が今交渉を行つております、延長については基本的にメーカー側も了解しているが期間等についてはさらには詰めを行つてある段階でありますというよう答弁をされています。その後の交渉経過がどうなつているかということをお聞きましたらいんですね。というのは、六月の二十九日にその期間が二十四ヶ月というのが切れるという状況を間近に控えて、一体交渉はどのようになっているのかということをお尋ねいたします。

○参考人(野澤後藤君) お答えいたします。

事業団といたしましては、遮へい改修の瑕疵の有無を確認する際には瑕疵担保が保証されているということが必要と考えておりますので、こういう考え方からメーカーと現在鋭意交渉中でございます。

今お話しのように、メーカー側も基本的には原子力船開発というナショナルプロジェクトへの協力という立場で我が方との交渉に対応しているわけでございますが、いろいろな問題点もなくはございません。これらを総合的に勘案いたしましたして、実質的に支障のないような取り決めを結ぶべく最終的な努力を払つている段階でございます。

○本岡昭次君 もう少し詳しく報告していただけませんか、ちょっと抽象的に過ぎると思いますが。

○参考人(野澤後藤君) 交渉の経緯といたしましては、実際にお話が始まりましたのは昨年の十月から交渉を開始しております。その間、五十九年度の予算編成に当たりましていろいろな問題提起がされまして、事業団の置かれている立場として

○本昭次君 前回の経験から考えられますことは、「むつ」が実験を始めるまでこうした瑕疵担保期間を延長するということがなければどうにもならないんじやないかといふ気がするんですが、その交渉というのは「むつ」が実験を始めるまで延ばすということを基本に置いてやつておられるのですか。

○参考人(野澤俊彌君) 申し上げましたように、事業団といたしましては、遮へい改修の瑕疵の有無を確認する際には瑕疵担保が保証されていることが必要であるというのが基本的考え方でございます。しかしながら、出力上昇試験によります瑕疵の有無の確認となりますと、かなり現在の想定では大幅な延長ということが予想されます。これは一般的な商習慣上必ずしもなじむ話ではないことは御了解いただけたかと思います。さらには他の一般的な契約への影響もございましょう。

しかしながら基本的には、先ほど申しましたように、原子力船開発というナショナルプロジェクトに対する協力という観点から、いろいろな問題点はございますけれども、これらを総合的に勘案いたしまして、実質的には先ほど申しましたような瑕疵担保保証ということに実質的に支障がないような取り決めを結ぶという方向で現在最後の詰めが行われているということでございます。

○本昭次君 この点について、科学技術庁のお考えをお伺いしておきます。

○政府委員(中村守孝君) 交渉経緯を明快に御説明しろという先生の御質疑に対して、ちょっと奥

歯に物の挟まつたような言い方をさせていただいておりますが、交渉事でございますので、その点でちょっと御容赦をいただきたいと思いますが、私どもも基本的に現在既にこの瑕疵担保の期限が目前に迫つておるわけでございまして、事業団を督励して答えを出すということを指導しているわけでございます。

現在最終的に言いますと、瑕疵が確認できないというのは、いわば出力上昇試験が行われてない、その際において遮へい性能面に何かあらわれたときに、その原因が請負メーカー側の瑕疵によるものであるかどうかとの点が確認されていないということが残るわけでございますので、その点につきましてまだ「むつ」の取り扱いがどうなるかということもわかつてないときではございますが、将来出力上昇試験を行つたときに遮へい性能に異常が見られ、その原因が請負メーカー側の瑕疵であるということが明らかになれば、その際にはそれをしっかりとメーカー側の責任において対処させるようなことはきわめて保証させたい、そういうことで臨んでおるわけでございます。

具体的な問題として、現在の契約そのものの変更をするという形にするのか、または別な形にするのか、この方法につきましてはまさに請負メーカー側というか、商慣習上のいろいろな慣習との関連もございますので、そこら辺のことも総合的に勘案して、両方が納得できる形で問題を解決したいということでございまして、基本的に請負メーカー側も原子力船の開発という国策に自分たちも協力するという立場は明らかにしておりますので、妥結点が見出されるものと思っておる次第でございます。

○本岡昭次君 今お示しになつたような方向でぜひこの話は詰めておいていただきたいと思ひます。私は廃船の方を望んでおりませんから、廢船になれば今ることは問題にならないわけですが、そこでもう時間があと十分余りしかありませんので、ちょっとはちょっと質問をあと二、三點さし

ていただきたいと思います。

それで、この事業団の統合とは、行政の簡素化、効率化を進める見地からということで、私どもも基本的に現在既にこの瑕疵担保の期限が目前に迫つておるわけでございまして、事業団を督励して答えを出すということを指導しているわけでございます。

○政府委員(中村守孝君) 今御提案している法案がござました際における統合のメリットでございまして、まず統合によりまして、原子力研究所が有します高度な技術的能力を船舶開発の上に有機的に活用できる、今まで二つの法人に分かれておつたというものが一体的に運用されるということです。その効率化、高度化が図られるということは当然のことでございますが、具体的な問題といふことは、役員につきましては統合前は両法人合わせまして予算定数ベースで申しますと十六人合わせまして、人でございます。これが統合後十三人ということになりますして、三人の縮減が図られるということになります。その後、「むつ」の放射線漏れを契機にいたしまして、経済情勢の変化等も考慮しまして見直しましたと、いわゆるそういう「むつ」というものが単なるデモンストレーションの船というところではもはや適当なものではなくて、むしろ「むつ」放射線漏れの経験等も生かしまして、「むつ」を徹底的にいわば実験的なものとして使うといふ方に対するべきじゃないか。それにあわせて研究のいわば基礎研究的な方向というのが非常に強く加味されてきておりますので、五十五年度の法改正の際もそういう意味で六十年三月に他の原子力関係機関と統合しると、こういう法案をお認めいただいたということと理解しておるわけでござります。

そういう意味では原子力研究所がいいのが、動燃事業団がいいのかという議論につきましては、いろんな議論はありましたがあつて、先ほど来申しましたように、原子力研究所が、いわゆる船を開発してすぐ実利用ということに結びつくというよりも、基礎的なデータの取得という方向に向かっているということを考えれば、日本原子力研究所がそういう意味では適當だということで今回の法案を出させていただいている次第でございます。

○本岡昭次君 原子力研究所の方もおいでいただ

意味の答弁がありました。そうしたら、なぜ最初から船舶の研究あるいは「むつ」というふうな実験船をつくるというふうな問題を日本原子力研究所で一貫して行って、この基礎研究として含めて行ってこられなかつたんですか。

○政府委員(中村守孝君) 原子力船開発事業団として発足しましたときは、先生御高承のように、いわば原子力第一船をつくつて実際に動かしてみたものでございます。

その後、「むつ」の放電線漏れを契機にいたしまして、経済情勢の変化等も考慮しまして見直しましたと、いわゆるそういう「むつ」というものが単なるデモンストレーションの船というところではもはや適当なものではなくて、むしろ「むつ」放射線漏れの経験等も生かしまして、「むつ」を徹底的にいわば実験的なものとして使うといふ方に対するべきじゃないか。それにあわせて研究のいわば基礎研究的な方向といつもののが非常に強く加味されてきておりますので、五十五年度の法改正の際もそういう意味で六十年三月に他の原子力関係機関と統合しると、こういう法案をお認めいただいたということと理解しておるわけでござります。

そういう意味では原子力研究所がいいのが、動燃事業団がいいのかという議論につきましては、

○参考人(藤波恒雄君) 原子力研究所の理事長の藤波でございます。

お尋ねの点でございますが、原子力船事業団を統合する先として原研がよろしかろうという方針が打ち出されました趣旨は、ただいま原子力局長からも話がございましたが、現時点で考へると、今後の原子力船の開発は、第二船、第三船の建造をとくに急いでやるよりは、「むつ」を実験台として、実験船として段階的に基礎研究を重ねて、将来に備えてのデータ、経験を蓄積するというところに重点を置くべきであると、原子力委員会の見解もそのように出でるようござりますが、そういう方針に基づいて決定されたものと我々理解しておるわけでござります。

したがいまして、今後この国会において統合の法案が決定された暁におきましては、我々としては、ただいま申し上げましたような理解に基づいて、その趣旨に沿うよう着実に研究開発を進めまいりたいと、こういうふうに思つておる次第でございます。

○本岡昭次君 最後に一点お伺いしておきますが、統合すれば副理事長が二人になるということなんですが、この二人の副理事長というのは、

今のように、船舶用炉の研究はもともと原子力研究所で行つていけばよかつたんだけれども、実験船といふものをつくりてデモンストレーションをやるには原研では無理だろうから、このことで事業団をつくつてやつてみた。ところが、大変なお荷物があそことにできて、またそのお荷物を背負つて

今日は帰つてくるということで、私は原研にとつたら非常に迷惑であろう、ありがた迷惑じゃないかという気が正直言つてするんですね。原子力研究所が基礎的なそういう原子力問題についての研究をしていく上について、正直なところどうですか、今問題になつてゐるこの原子力船「むつ」もその業務の中に加え、これからやらなければならないということについて、率直なひとつ感想が御意見をいただければありがたいと思うんですが、どうですか。

○参考人(藤波恒雄君) 原子力研究所の理事長の藤波でございます。

お尋ねの点でございますが、原子力船事業団を統合する先として原研がよろしかろうという方針が打ち出されました趣旨は、ただいま原子力局長からも話がございましたが、現時点で考へると、今後の原子力船の開発は、第二船、第三船の建造をとくに急いでやるよりは、「むつ」を実験台として、実験船として段階的に基礎研究を重ねて、将来に備えてのデータ、経験を蓄積するというところに重点を置くべきであると、原子力委員会の見解もそのように出でるようござりますが、そういう方針に基づいて決定されたものと我々理解しておるわけでござります。

したがいまして、今後この国会において統合の法案が決定された暁におきましては、我々としては、ただいま申し上げましたような理解に基づいて、その趣旨に沿うよう着実に研究開発を進めまいりたいと、こういうふうに思つておる次第でございます。

○本岡昭次君 最後に一点お伺いしておきますが、統合すれば副理事長が二人になるということなんですが、この二人の副理事長というのは、

「むづ」を伴つてこれから業務としてなるであろう原子力船の問題についての担当ということであり、理事長が二人制ということになつてゐるんですか。

○政府委員(中村守孝君) 現在の原子力船事業団におきましては、いわば代表権を有する理事といいますのは理事長と専務理事ということで、対外的な代表権を行使して対外折衝その他のをやってきま

とが必要ではないか。それは自民党の中で検討しているんだとおっしゃるけれども、長官がその立場に立つてもらうことがまず基本的に大事であろうと思いますので、最後にその点について長官の決断をお伺いできればありがたいんですが、御意見を見伺つて終わりたいと思います。

○国務大臣(岩動道行君) 大変貴重な御意見、御指摘もちょうどだいたしまして感謝申し上げたいと思ひます。

○質疑のある方は順次御発言願います。
○伏見康治君 伏見でございます。

所法の一部
究開発事業
これより質
思います。何か長官の方でその日本の原子力のあ
けばのを記念するような行事をあるいはお考え
になつてゐるかと思うのでござりますが、私自身
にとりましてもこの三十年目といふのは一つの記
憶を新たにするべき年に当たるわけでございま
す。

ておるわけでござりますが、現在原子力研究所に事も広範多岐にわたつて、副理事長の業務と、いうのは非常に多いわけでござりますので、それに加えまして「むつ」の業務、「むつ」といふすか、原子力船の開発の業務が事業団から引き継がれ、今まで代表権を持つ理事長、さらには専務理事という二人の体制でやついていたような仕事を引き受けるわけでござりますので、今までの副理事長お一人のままではとても原子力研究所の運営に支障を來さぬのではないか、そういうことで一名を増員させていただいたということでございます。

○本岡昭次君　長官、もう時間が来ましたから、最後に御意見を伺つて冬になります。

また、一千億という数字につきましては、前の委員会でも申し上げましたように、私どもはこれは事業団が最善の研究開発、実験を終わつていただきたい、そういうことから出てきている数字だと承知をいたしております。これはしかし、私ども政府として承認をしている数字でございません。今後いろいろな御議論の結果、最終的な対応をすむ場合には、この一千億、仮に継続するといいたしましても、私どもは国民の貴重な税金を背景とした国費を投入してまいるわけでございますから、むだのないようくに最小限度の資金で対応していくなければならないと考えております。

とが重なりまして、どなたも大成功であったといふことは言えないような状態でございますが、これは日本の科学技術的プロジェクトにとって非常に大きな汚点になつてゐるわけでございまして、多少とも関係のある者いたしましては大変残念に思つてゐるわけでございます。しかし、そういういろいろな失敗があつたといたしますと、その失敗を十分吟味いたしまして、その原因がどこにあつたかということを十分尋ねることによって、今後の日本の科学技術政策に少しでもプラスになるよう努力するのが我々として課せられた課題であると考えるわけでございます。

そういう意味で、私の質問の最初の段階は少し

さうは主として「むつ」の新母港になる関根浜の問題を中心に取り上げました。「むつ」自身が現在まで六百億、将来一千億というふうな形で壮大な國のお金を投入してやっている。それが、会計検査院も指摘しているように、まだ遣いではないかということで、直接には言つておりませんが、再考を促すということではないかと私は思ひ

と思ひます。
また、一千億という数字につきましては、前の委員会でも申し上げましたように、私どもはこれは事業団が最善の研究開発、実験を終わつてしまつた、そういうことから出でてきている数字だと承知をしておりまます。これはしかし、私ども政府として承認をしている数字でもございません。今後いろいろな御議論の結果、最終的な対応をする場合には、この一千億、仮に継続するといたとしても、私どもは国民の貴重な税金を背景とした国費を投入してまいるわけでございますから、むだのないようになしに最小限度の資金で対応していくかなければならぬと考へております。
しかも、今回の統合の法案は、これは行政改革の一環でありまするし、さらにまた効果的に原子力船「むつ」というものの研究開発を対象とし、第二船、第三船は考えない、こういうような対応で今回の統合をお願いをいたしているわけでございますので、せつかくの御提案ではござりまするが、統合法案は統合法案としてぜひ御審議をいただき、国会で通過ができる様に御

とが重なりまして、どなたも大成功であったといふことは言えないような状態でございますが、これは日本の科学技術的プロジェクトにとって非常に大きな汚点になつてゐるわけでございまして、多少とも関係のある者いたしましては大変残念に思つてゐるわけでござります。しかし、そういういろいろな失敗があつたといたしますと、その失敗を十分吟味いたしまして、その原因がどこにあつたかということを十分尋ねることによって、今後の日本の科学技術政策に少しでもプラスになるように努力するのが我々として課せられた課題であると考えるわけでござります。

そういう意味で、私の質問の最初の段階は少し古いお話になつて恐縮でございますけれども、古いお話ですから今ここにおられる方々の大部分は直接その時代にはおられないかたわまで、本當の意味の責任のある御返答は実は期待できないのかもしれないのですが、過去にさかのぼつてどういう点が悪かつたかという点を少し吟味していただきたいと思うわけでございます。

も予算執行上本当に正しい予算執行であったのかどうかという問題で疑惑を生むような状態、私は事実問題がある、こう判断しております。

○委員長(高木健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

大変話が古くなりますが、ことは一九八四年で、ちょうど三十年前のことを考えますといふと、ことは日本の原寸力について極めて記念すべき年になつたと思うのでござります。それはち

そういう状況もあって、とにかくその「むつ」のものにかかる問題というのは、どうしても初めに言いましたように、この法案と切り離して、「むつ」は「むつ」の後始末ということで別途考えて、統合の際に「むつ」まで持ち込まない、最低こうした判断を長官の方でしてもらいたい。

午後零時三分休憩

午後一時四分開会

○委員長(高木健太郎君) ただいまから科学技術
特別委員会を再開いたします。

ようど三十年前の三月の初旬に、現在は総理大臣になつておられる中曾根さんがまだ改進党の一代議士であったときに、原子炉予算というのをおつけになりました。そこから日本の原子力が始まつたわけでございますので、そういう意味でことしは日本の原子力にとって記念すべき年になると

日本学術会議において原子力の開発をどう進めるかということはその三十年前よりもうちょっとかえります。それは、先ほど申し上げましたように、数年前から議論しておったわけですが、ちょうど三十年前の二月の末に、つまり中曾根予算が言われる直前でございますが、直前に学術会

○委員長(高木健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

大変話が古くなりますが、ことしは一九八四年で、ちょうど三十年前のことを考えますといふと、ことしは日本の原子力について極めて記念すべき年になったと思うのでござります。それはや

ようど三十年前の三月の初旬に、現在は総理大臣になつておられる中曾根さんがまだ改進党の一代議士であつたときに、原子炉予算というのをおつけになりました。そこから日本の原子力が始まつたわけでござりますので、そういう意味でことしは日本の原子力にとって記念すべき年になると思

日本学術会議において原子力の開発をどう進めるかということはその三十年前よりももうちょっと数年前から議論しておったわけですが、ちょうど三十年前の二月の末に、つまり中曾根予算が言われる直前でございますが、直前に学術会

議におきまして原子力に関するシンポジウムが開かれまして、そのシンポジウムの席上で、日本の造船界の大御所的存在でございました山縣昌夫先生が原子力船の可能性について講演をなさいました。そのときのお話が私にはいまだに非常に印象深く頭に残っているわけでございます。

山縣さんのお話の大要是こうしたことであったと思ひますが、つまり、新しいエネルギー源を既存のエネルギー源の中に取り込もうとするときには、必ずやその競争相手をいわば排除していくなくてはならないわけですから、新しいエネルギー源としての特徴が最もよく發揮される場所にまづそのエネルギーを使ってみるべきである。原子力の特徴というのはどこにあるかというのいろいろの考え方があらんございますが、一つは、石油や石炭と違って空気を必要としない動力源であるというところが非常に大きな特徴である。そこで山縣先生は、この原子力というものを最初に使うべき場所は潜水船であると。潜水船といふものは、実は水上を浮かんでいる船に比べまして、こんな特徴があるわけでございますが、山縣先生の長年の御苦労は、水面を浮かぶ船といふものは造波抵抗というものがございまして、ハイスピードでもつて進行しようとしたしますと余計に波を立てるためにエネルギーを非常に消費するわけでございますが、潜りますと造波抵抗がなくなります。したがって、エネルギーを余り消費せずに進むことができるという意味において潜水船というものは非常に特徴があるわけですが、ただ、その潜水船が從来十分に開発されなかつた根本的な理由はどこにあるかといふと、海の底に潜つてしまつてなおかつ空氣を取り入れるといふことが非常に難しいからであります。原子力が出てまいりまして水中で酸素を必要としないエンジンができたということになるわけでございまして、それで山縣昌夫先生は、原子力の一番大きな特徴は空氣を必要としない動力源であるといふところにある、したがつてそれは潜水船の形で使つたのが一番よろしいといふ、そういうお話でございました。

いました。

私は、このお話を非常に感銘いたしました。といふのは、そのころの日本の原子力に関する議論といふものは、実はネガティブな方向の議論が大部分でございまして、積極的に原子力を前向きに使って見せようというようなお話はほとんどないような状態でございました。学術会議の場でも大体そういう傾向であったと思うのでございます。が、その中で山縣先生がひとり前向きの姿勢を示されたということに対して私は非常な感銘を受けたわけであります。

そのころから私は、原子力船というものに対して強い関心を持つておったわけですが、具体的には何をしておりませんけれども歴史の流れの中では原子力船がどういう動きをするかというと見ておったわけですが、その山縣昌夫先生が最初抱いておられたようなそういう非常に大きな観点で物事を考えるということが、その後原子力船が具體化すればするほど見失われてしまつて、だんだんつまらないプロジェクトに成り下がつていつたような感じがいたします。特に、予算がとれて、そして実はその予算ではなくても足りないということになつたような段階で、海洋調査船といったようなやや前向きの考え方方がいつの間にか変形いたしまして、特殊貨物船でしかも何か、何かそういったような形になつて、原子力というものとその船とがどういう意味で結びついているのかということの意味がほとんど行方不明になつてしまつたような形になつてしまつた。

その辺あたりからだんだんいわゆるボタンのかけ違ひが始まつてきたのはなかなかと思つてゐますが、その際に、こういう意味で今後のプロジェクト、たがつて、だんだんつまらないプロジェクトに成り下がつていつたような意味においては、まさに原子力船がどういう動きをするかというと見ておったわけですが、その山縣先生が最初抱いておられたようなそういう非常に大きな観点で物事を考えるということが、その後原子力船が具體化すればするほど見失われてしまつて、だんだんつまらないプロジェクトに成り下がつていつたような感じがいたします。特に、予算がとれて、そして実はその予算ではなくても足りないということになつたような段階で、海洋調査船といったようなやや前向きの考え方方がいつの間にか変形いたしまして、特殊貨物船でしかも何か、何かそういったような形になつて、原子力というものとその船とがどういう意味で結びついているのかということの意味がほとんど行方不明になつてしまつたような形になつてしまつた。

その辺あたりからだんだんいわゆるボタンのかけ違ひが始まつてきたのはなかなかと思つてゐますが、その際に、こういう意味で今後のプロジェクト、たがつて、だんだんつまらないプロジェクトに成り下がつていつたような意味においては、まさに原子力船がどういう動きをするかというと見ておったわけですが、その山縣先生が最初抱いておられたようなそういう非常に大きな観点で物事を考えるということが、その後原子力船が具體化すればするほど見失われてしまつて、だんだんつまらないプロジェクトに成り下がつていつたような感じがいたします。特に、予算がとれて、そして実はその予算ではなくても足りないということになつたような段階で、海洋調査船といったようなやや前向きの考え方方がいつの間にか変形いたしまして、特殊貨物船でしかも何か、何かそういったような形になつて、原子力というものとその船とがどういう意味で結びついているのかということの意味がほとんど行方不明になつてしまつたような形になつてしまつた。

しかし今日、軽薄短小の時代に入つてきております。したがいまして、大型の鉱石でありますとかあるのは油でありますとかコンテナでありますとか、こういったものには潜水船には向いていないと思いますけれども、日本がさらに先端科学技術というものが進んでまいりばるほどミクロの世界に入つていく、いわゆる軽薄短小の時代、これが日本の貿易そして日本の生きる道でもあります。そういうときには潜水船と

いろいろな国から長距離の輸送をしなければならないという地政学的な立場がござりますので、したがつて、潜水船という構想のほかに、新たに潜水商船というようなものも十分に可能性のあるものとして研究開発に値すると、こういうことでスタートしたのではないかと思っておるわけでござります。そういう意味におきまして、私どもはこれからも各方面の御議論を十分にちよだいして、誤りのない日本の方向を定めてまいりたいと考えておるところでござります。

なお、冒頭に、ことしは記念すべき年であるというお話をございました。まさに記念すべき年で私も船舶関係の友人もおるのでございますが、お話をあつたように、海上を走るよりは海の中を走つた方が抵抗が少なくていいんだと、こう私は、若いときからその話を聞いておるわけでござります。そういうようなことで私は、この山縣先生の非常に先見性のあるお考えというものは、今後とも日本が原子力船といふのを考えた場合は私、若いときからその話を聞いておるわけでござります。そういうようなことで私は、この山縣先生の非常に先見性のあるお考えというものは、今後とも日本が原子力船といふのを考えた場合には十分に生きているものとして考えていかなければならぬということをまず申し上げたいと思ひます。

しかも今日、軽薄短小の時代に入つてきております。したがいまして、大型の鉱石でありますとかあるのは油でありますとかコンテナでありますとか、こういったものとその船とがどういう意味で結びついているのかということの意味がほとんど行方不明になつてしまつたような形になつてしまつた。

その後もいろいろと長官のもとでいろいろなプロジェクトが打ち出されていくと思いますが、その際に、この原子力船の初期のころのいろいろな事態を想起されまして、そこで起つた過ちを再び繰り返さないように戒心していただきたいと思うわけでござります。

その二番目ぐらいのところに出てまいります問題の中に、事業団ができまして原子力船を発注なさるという段階になりましたときに、事業団側は一括して発注したいという希望を持っておられたのであります。それがそういう受注者があらわれませんでして、ついに船と原子炉と別々の会社に発注され、いわば分割発注という形になりますが、やはり当時の日本とすれば、高速船とし

○國務大臣(岩動道行君) 中國の言葉に「井戸の水を飲む人は井戸を掘つた人のことを忘れない」

は、御承知のように俗称大山委員会というのございまして、そこでいろいろな検討がなされておりますが、その大山委員会の報告書の中にも、この分割発注になったということがいろいろなトラブルの起りであるように記されております。

この一括発注の状態と分割発注の状態とでは、事業団に対して極めて大きな変化を要求するものであったと思うわけです。一括発注の場合には、そのできる原子力船の技術的全責任といふのはその受注者の方に移ってしまうわけでござります。ところが分割的に発注なさいますと、その部分についても受注者が責任をとらざるわけでも、全体としての責任といふのは事業団それ自身がとらなければならないことがありますから、当然その分割発注しなければならなくなつたという段階において、事業団の方が自分の陣営をすつかりつくり直さなければならなかつたはずだと思うわけです。つまり、それまでは余りそれは技術的に十分な陣営を持たなくて也要するにメークー側が十分力がありさえすればそれに頼むということができたでありますけれども、自分で話をまとめるということになりますと、事業団自身が技術的能力を高く持つていなくちゃならないはずでございまして、そういう意味で、発注形式が変わつた段階で事業団といふものは体質改善しなくちゃならなかつたと思うんですが、それが十分に果たされなかつたというのが大きな欠陥であらうと思ひます。

そしてその二つの受注者の間での連絡が不十分であるために、これは大山委員会の言葉の中にあつたと思うんですが、要するに二つのものの繋ぎ目の間でいろんな故障が起こるものでございます。放射線漏れといったようなものはまさに原子炉と船との間の継ぎ目のところに起こつた技術的なことであつたと思うんですが、その当時のことを今事業団の方々はあるいは御存じかどうかよくわかりませんが、その辺のところはどういうふうに見ておられるか伺いたいと思います。

○國務大臣(岩動道行君) 最初に私の方から申し上げたいと思いますが、大山委員会にお触れになつたわけでございますが、この大山委員会の提言

といふものは、「むつ」の放射線漏れを契機として重要な役割を果たしていただけでござります。これは単に「むつ」に限らず日本の原子力政策をどのように進めるべきかというような非常に広範な、そして深く広く示唆に富んだ貴重な御意見であったと思います。したがいまして、私はこの提言に基づきましていろいろな対策を講じたわけでございますが、そういう中に今の分割発注といったようなこともございますが、これはまあ事業団の方でまたお答えをいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、この大山委員会の結論といふものは非常に貴重なものであつて、したがつて、私どもは十分にこれを反省の材料として生かしていかなければいけないということで、まず行政庁の立場においては安全規制の担当体制が一貫性を失いていたということ、あるいは人事面においては事業団の技術開発体制というものが必ずしも十全ではなかつたということ、そういうようしたことから今のような問題も起こつたと思うわ

けでございます。さらに、地元との関係においても必ずしも十分な意思の疎通がなかつたと、こういうような点を指摘され、私どもも十分に反省をいたしたわけでございます。

そこで、技術的責任の明確化という観点から、事業団といつても、原因究明はもとより、J R R 4でのモックアップ実験あるいは解析コードの整備等、すべて事業団が主体となって実施してまいりまして、その結果を踏まえまして基本設計をまとめたわけでございます。したがいまして、事業団としては基本設計にかかる遅延性

が、これを新たに安全委員会が担当しておつたわけでござります。そういふ中で私どもは、まず安全体制について、従来は原子力委員会が担当しておつたわけでございますが、これを新たに安全委員会といふのを別につくつた、そしてそこにチニック・アンド・バランスの体制をつくつた、これは画期的なことであったと思います。そしてそれが今日十分に作用をいたしてゐるのではないかと思うのでござります。また、技術系の職員の増員、そして質の向上ということも努力をいたしてまいりました。

また、責任体制についても十分にこれに応ずるよう体制をつくつて今日に至つているところでございます。また、地元の関係におきましては、も

うたびたび申し上げておりますように、港の選定その他については十分な理解を求めてつただいまことに進めているということでございます。今後とも、この大山委員会の提言といふものは大変大事な指針でございますので、これを生かしてまいりたいと考えておるところでございます。

○参考人(野澤俊彌君) ただいま先生からお話をございました大山委員会の指摘事項でございます。けれども、これにつきましては事業団といつても大いに反省いたしました。工事をつまつたりでございます。しかしながら、今回の遅延工事に当たりましては、建造当時に分割発注になつておりましたので、その技術的経験を踏まえて工事を実施するという必要がございますし、また一方では部分的な改修ということともございまして、既存部分との取り合いという点もござりますので、結果的には分割発注ということで実施せざるを得なかつたわけでございます。

そこで、技術的責任の明確化という観点から、事業団といつても、原因究明はもとより、J R R 4でのモックアップ実験あるいは解析コードの整備等、すべて事業団が主体となって実施してまいりまして、その結果を踏まえまして基本設計をまとめたわけでございます。したがいまして、事業団としては基本設計にかかる遅延性

が、これを新たに安全委員会が担当しておつたわけでござります。そこは炉心の設計値との照合ということがねらいでございまして、核計装のオーバーティップ試験であるとかあるいは停止余裕の測定であるとか減速材の温度、圧力計数の測定といったようなことが行われております。

実は、九月二日以降には低出力におきます各部の放射線計測ということが試験計画では予定されておりましたので、九月一日、その前日でござりますけれども、九月一日には計装の校正が行われております。原子炉出力〇・七%におきます核計装の校正試験を終了いたしまして、次いで一・四%におきます核計装の校正試験を行つたために同日五時から原子炉出力を〇・七%から徐々に引き上

に、かえつて「むつ」のやり損ないました技術的な面の追求といふものが必ずしも十分でなかったように私は思ふわけです。

いわゆる放射線漏れということは、これは現象としては極めてささいなことでございまして、どうして新聞、ジャーナリズムがあれだけ大騒ぎしたわけでございますけれども、しかしとにかく一つ失策とはやし立てなければならぬかといふことが私たち科学技術者にとっては理解しがたいところでございますけれども、しかしとにかく予想しないような放射線漏れを起こしてしまったことは、これは技術的な一つの失策であるということは、これは技術的な一つの失策であるということは疑いがないわけです。それで、その失策がどうして起こつたかということは技術的にやはり究明すべき問題であると私は考えるわけですが、その究明が必ずしも大山委員会の報告では私は十分でなかつたようと思うわけです。一体、放射線漏れがどういうふうに起つたかということについての何か技術的な御説明といったようなものがあるわけございましょうか、事業団の方。

げていく途中で、十七分後にアラームが鳴ったと
いうのが現象でございます。

その後、出力を保持しながらモニターがまず正常であったかどうかというのをチェックし、これは正常であることがわかりました。その後、出力を○・六%に保持したまま船内各部の放射線測定を実施いたしまして、原子炉室上部方向へのレベルが高いということが判明したわけでござります。翌日以降は○・六%の出力のまま二次遮へいの上部の放射線測定を実施した結果、二次遮へいから外部へのガンマ線の漏えいというのは、二

次遮へいの間隙から来るものではなくて、中性子の捕獲ガンマ線によるものであるという可能性が強く指摘されたわけでございます。

その後、科学技術庁、運輸省合同の「むつ放射線しゃへい」技術検討委員会が設置されまして、その指示に基づきまして事業用は九月八日、九月十日と三日間、原因調査のための運転を行っております。その結果、放射線漏れは主として圧力容器と一次遮へいの間隙を伝わって漏れてくる高速中性子によるストリーミングに原因するということが判明したということをございます。

○伏見康治君 大体の経過を伺いましたのですが、途中極めて慎重に出力を上げながらいろいろな部分での放射線の測定をなさって、そして原子炉上方の方に予期以上の放射線が出ているといったようなことを途中で認めておられながら、その検討をその段階で十分なされなかつたというおそれがあるようと思うのでござりますが、その点はどうでございましょうか。

○参考人(野澤俊彌君) 当然のことながら各部にモニターがございますので、放射線レベルというものは常にデータとしてウォッチされていましたけれども、それが設計値に比べてどの程度高いと判断すべきものなのかどうか、あるいはこの程度一次遮

へいからは中性子線が出るものなのであるかどうかという点については必ずしも確たる技術的バックグラウンドがなかったわけでございます。それで、格納容器の中の中性子線レベルの許容値から見ますと、その時点ではまだかなり余裕があったということでございます。したがいまして、一・四%まで出力を上げて次の翌日の原子炉内各部の放射線計測が可能であると判断したと思われます。しかしながら、その前に上甲板にございますガンマ線エリアモニターが設定値を超えたというのが実際でございます。

○伏見康治君 お話を承りますと、まあそういうことであったらうと想像ができるわけですが、今から結果論にもちろんなりますけれども、その当時の測定やなんかに従事された方が放射線の遮へいについての十分な基礎知識を持つておられたのかといったような感じとするわけでございますが、そもそも原子力の動力としての利用は船で始まつたわけでございまして、ノーチラスでその原子力の動力としての利用が始まったと思ふんですが、最近私は「ザ・ニュークリア・ネイビー」というアメリカの原子力潜水艦の発達史みたいなものを読み返しているんですが、リッコーベーがその原子力潜水艦という構造を持つてからいろいろなことを研究し、それまでの原子力力研究所の人々といふいながらどうしてそれを動力化することができないかということを探求している間に、一番初めに大きながぶつかつたのがその遮へいの問題なんですね。

○参考人(野澤俊彌君) 先生御指摘のとおり、基

本設計が完結する前にJRR-4によります遮へいのモックアップ実験を行っております。昭和四十年の七月から四十二年の六月にかけて実施しております。

○参考人(野澤俊彌君) 先生御指摘のとおり、実験の目的は三点ござります。まず一つは遮へい構造材の配置の確認、それから設計計算法の妥当性の確認、それから詳細設計のための基礎資料の取得、この三点が目的になつております。

内容といたしましては、一次遮へいと二次遮へいに分かれておりまして、一次遮へいにつきましては、円筒、平板の比較、それから平板多重層の透過試験、それから炉心斜め方向の放射線分布、制御棒の遮へい効果、それから中性子のコンクリート透過、この五点が一次遮へいについてのポイントでございます。それから二次遮へいにつきましては、ダクトの貫通部のガンマ線ストリーミング、それからストリット部と申します接合部でござりますけれども、遮へい接合部のガンマ線の測定、これがJRR-4におきますモックアップ実験の内容でございます。

それで、一次遮へいにつきまして多少ストリーミングに關係のあると思われることは、三番目に述べました炉心の斜め上方向の放射線分布といふのがございます。これは、垂直方向は十分水がありますから、その原子力船をおつくりになる方々にとっては、遮へいということが技術的な課題であったと思うわけです。ただし、斜め方向には一次冷却水が貫通している

ね。

実際、その以前の準備段階の仕事を考えてみますといふと、例えばJRR-4というような東海村にありますスイミングプール型の原子炉をつくつて遮へいの実験、遮へいのモックアップ実験です。

か、何かそういうことをなすつていたわけなんですが、そういう段階、そういうことを積み重ねられておりながら、なおかつ先ほどのようにいささか知識不足といったような感じのようなことになつたのは一体どういうわけなんでしょうか。野澤さん、いかがでしようか。

○参考人(野澤俊彌君) できる限りのことをなすつたといふ印象は受けるわけですが、そもそもJRR-4というものは水泳プール型でございますので

水がいっぱいあるわけでございます。したがつて、そこでできる実験というのは専ら遅い中性子になつてしまつたということは初めから明らかであつたと思うんですが、そういう意味で、遅い中性子のことが初めから脱落していたというのが、皆さんのが頭から抜けてしまつたというのがこの真相ではないかという感じがいたします。

自分の話をするのも変でけれども、大阪大学の菊池研究室で中性子に関する実験を昔やつたことのある一科学者といたしましては、中性子は初めは速いものであつたわけでして、それをパラフインや水などを使ってようやく遅い中性子をつくるということになりましたので、遅い中性子が非常に大きな効果をあらわすものですから、遅い中性子の方に皆さんの関心がとらわれてしまつたといふことは十分あり得ることだと思ふのですけれども、同時に、そもそも中性子はできたときには速い中性子である、それをちゃんとコントロールしなければいけないんだというようなことが皆さんの頭の中にもしなかつたとすれば、それは極めて残念なことであつたというほかないんでござります。

もう一つ、いろいろなチェックの段階が船をおつくりになるまでにあつたと思うんです。うわさ

によりますと、原子炉をおつくりになつた会社の方は、いわば技術的な相談役であるウエスチングハウスまで設計を持っていてそれに対しても勧告をもらつたと。その勧告の中には遙へいが不十分であるといったよなことが指摘してあつたといふうわさを伺うのでござりますが、それは本当にございましょうか。

○参考人(野澤俊彌君) 「むつ」の基本設計につきまして、三菱原子力工業を通じてウエスチングハウス社のチェック・アンド・レビューを二回受けおるわけでございます。今のお先生の御指摘のように不十分であったという、そういうレコメンデーションはございませんでした、遮へい材料としてリモナイトコンクリートの方がいいのではないかといったよな表現のところが一部ございました。

リモナイトコンクリートと申しますのは、結晶水をたくさん持つた褐鉄鉱のことを言うようですが、さいまで、結構的にはその結晶水をたくさん持つたものを骨材として使つた方がベタ!でありますけれども、結果的にはその結晶水をたくさん持つたものを骨材として使つた方がいいのではあるという背景には、ファストニュートロンに対する考慮というものをもっと重く考えろという意味であったというのが後でわかつたことでございまして、当時はそこまでの、何と言いますか眼光紙背に徹するようなところまでは行っておりませんで、然でもよかつたかもしれないし、单なる重なで、然でもよかつたかもしれないというようないふな判断に終わつたのではないかというふうに考えられます。

○伏見康治君 過ぎ去つたことですからどうでもいいよなことなんですが、そのウエスチングハウスの勧告といったよなものは我々は見ることができるものでしょか、できないんでしょか。

○参考人(野澤俊彌君) 事業団としては直接ウエスチングハウスにチェック・アンド・レビューを頼むといふことも考えておつたよなでござりますけれども、あくまでもライセンサーとライセンシングとの関係ということで、三菱原子力を通じてのチック・アンド・レビューの契約という格好に

終わつておりますと、その当時の契約の中では外部への発表は一応禁じられた格好で契約が結ばれておりますので、今この席で即座に公表というござは申しかねるわけでございます。

○伏見康治君 冒頭に申し上げましたように、日本原子力は三つの原則で支えられてきたと思っておりますので、できるならばいろいろな技術的なことは少なくとも公表の方へ持つて置いていたいだきたいと思うんです。特にこのようなお話はもう十年以上も前のお話でございまして、いろんな意味で秘密にしなければならないという要素は取り去られていくと思うんですね。それで、できればそういうものを拝見することによって私たちも「むつ」の失敗に対する経験を十分吟味させていただいて、それと同じようなことを繰り返さないでお願いでございます。

放射線漏れのお話はその程度にいたしまして、放電漏れ以外の技術的な問題についていろいろ伺つていただきたいと思うのですが、船に原子炉を載せた場合の特殊性といったよなものの中に、船がいろいろ動搖したり振動したりする、そういうことに対する原子炉がどういう影響を受けれるかといったよなことを調べなくちゃならないんだというよなことが、例えば今の「むつ」を存続しているいろな実験をやりたいといったよなときの主要な研究テーマになつていると思うのでございますが、しかしやにくらべて、その船用炉の動搖、振動に関する基礎研究ということで、原子炉の機械的部品、配管その他の機器類の耐振動性あるいは炉心の中の流動の模様といったよなものを、これはそれからもう一つは、船用炉の動搖、振動に関する基礎研究ということで、原子炉の機械的部品、配管その他の機器類の耐振動性あるいは炉心の中の流動の模様といったよなものを、これは船舶技術研究所が独自で実施したもののが、昭和十三年から四十三年にかけて実施されておりました。あと衝突がどうとか原子炉船に及ぼす外力の影響がどうとかいう、振動、動搖以外にも何点かの実験が行われているわけでござります。

○伏見康治君 今あるのはおつしやつたのかもしれないし、聞き漏らしたのかもしれないんですけど、例えは燃料棒から冷却水に熱が伝わつていい、その熱伝達の問題が船の動搖によってどう変わるとかといったよなことも恐らく準備研究なすつただらうと思うんですが、そうだったんだですか。

○参考人(野澤俊彌君) 先ほど申しました流動試験は流動抵抗が主体になつておつしまして、今先生のおつしやいました伝熱という面に注目しての動搖の影響というのはちょっと今のところ見当たつておりません。

ます。したがいまして、「むつ」につきましても基本設計をまとめるに当たりまして、いろいろな実験及び解析を実施しております。

今、先生の御指摘の振動及び動搖ということに限定いたしますと、まず昭和四十二年に船研との共同研究で、船はそもそも波浪中でどういう振動なり動搖なりを受けるのかという実際の船での測定を行つております。当然それに並行して水槽実験も行つてゐるわけでござります。そのデータに基づきまして、主として当行いましたのは計測器関係でございまして、エアロニクターであるとか比例計数管であるとか、そういうたよな主として放射線監視あるいは運転に必要な制御系の機器を実際の船に載せて、その系統がどの程度影響を受けるのか受けないのか、性能はどういう影響を及ぼすのかどうかといったよなことを実験の船に載せて基本的なデータをとつております。

それからもう一つは、船用炉の動搖、振動に関する基礎研究ということで、原子炉の機械的部品、配管その他の機器類の耐振動性あるいは炉心の中の流動の模様といったよなものを、これは船舶技術研究所が独自で実施したもののが、昭和十三年から四十三年にかけて実施されておりました。あと衝突がどうとか原子炉船に及ぼす外力の影響がどうとかいう、振動、動搖以外にも何点かの実験が行われているわけでござります。

○参考人(野澤俊彌君) 先ほどの設計前の実験内容についてちょっと訂正させていただきたいと思います。

○参考人(野澤俊彌君) 先ほどの設計前の実験内容についてちょっと訂正させていただきたいと思います。

昭和三十三年から四十三年にかけて船用炉の動搖、振動に関する研究と、テマで運輸省の船舶技術研究所で実施しました研究の中には、今先生のお話で出ておりますように、熱をモックアップいたしまして、ヒーピングと申しますか、上下運動による加速度の変化に対する伝熱試験の変化というのを実験していることを申し添えたいと思います。

今、先生の言われました、部分的に押さえておべきことは徹底的に部分的に陸上でもあるいは船上でもやっておくべきだというのは、おつしや

るとおりだと思います。しかし、それはそれなりの限界があるわけでございますので、やはり総合的なシステムの性能あるいは健全性といったようなものはやはり全体を組み込んだ上で動搖なり振動試験というものが必要になると考えております。

○伏見康治君 コンボーネントのそれぞれの健全性といったようなものをテストするということと、それからシステムとして考えてそれが全体としてうまく働くかどうかということとはもちろん違った問題でございますが、しかしそのシステムとして働くということには全体が要するに決まっていなければ話にならないのですが、事業団の先ほど社会党の方の御質問に対して言われたところを拝聴していまど、事業団の将来計画の中には、これはまだ国でオーバーライズされていないのだろうとは思いますけれども、途中で例えば中には、これはまだ国でオーバーライズされていないのだろうとは思いますけれども、途中で例えば燃料棒を交換なさるといったようなことが含まれているわけですが、燃料棒が丸い棒のものが何か平べったくなるといったような変化が起こるといったしますと、そうすると非常に大きな変化でございまして、丸い棒でやつたその経験が平べったくなつたものについてそのまま通用するとはとても私には考えられないわけで、それを移して考えるといふことのためにはいろいろな計算的なシミュレーション的な操作が必要なのだろうと思うのですが、そういうことであるならばもう初めからシミュレーションで十分なのではなかろうかといふ感じもするわけなんですが、その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(野澤俊彌君) 事業団はこの数年来セカンドコアをどうするかということについての予備的な調査を実施してまいりました。その中には今先生がおっしゃつたような平板状の燃料というのもスコープの中に入つてはおりませんけれども、現時点でそれをどうのこうのという、それを具體化する段階にまだ至つておりません。したがいまして、單なる既存のデータの勉強という段階にとどまつておりますので、お話をもうちょっと具体的

になりました段階で、今先生のおっしゃつたようになりますが、それはそれで安全性のあるいは部分的な照射試験なりあるいは流動試験なりというようなものが当然計画されるものというふうに考えております。

○伏見康治君

存続論、廃船論の議論の役に立つ

かと思うのではまたもう少し伺いたいのですが、よく言われるようすに、原子力船の先輩格としてオット・ハーンとかサバンナとか引用されるのです

が、そのオット・ハーンとかサバンナでのいろいろな経験、技術的な経験といったようなものは相

当程度公表されていると私は思うのですが、そ

うものでは十分な知識が得られないとお考えにならぬわけでしょうか。その辺のところをひとつ。

○参考人(野澤俊彌君) オット・ハーンにつきま

しては、かなり詳細なデータが公表されております。サバンナにつきましてはまとまった資料とい

うのはほとんど公開されおりません。どちらか

といいますと詳細なデータの公表がありますオッ

ト・ハーンについて申し上げますと、出入港のと

ります。

○伏見康治君

いろいろ細かい点をありがとうございました。ただ、私の印象を申し上げれば、そ

ういう他の方法で得られたいろいろな知識を集成すると、原子力船を必ずしも動かしてみせなく

いとと思います。

次に、少し話題が変わりますけれども、遮へい

が足りないということで長崎に、佐世保に持つて

いつてそして遮へいについての改修工事をなすつ

て、そのときあわせて安全性総点検をなすつてい

るいろいろなところに手をお入れになつたというふう

に伺つておられるわけですが、その概略と申しますが、総点検でどういうことをなすったかということとのごく概略でよろしいんですが、それをまず教えていただきたいと思います。

○参考人(野澤俊彌君) 安全性総点検のポイントは三つございます。

一つは新しい設計思想を取り入れて検討を加えること、それから二番目は原子力発電所の運転経験を考慮してチェックを行うこと、それから既存の機器が健全であるかどうかというのを点検すること、以上三点が安全性総点検のポイントでございます。

一番最後に申しました昨年の機器の健全性は、これは維持管理でもつて絶えず更新しておりますので、ふやあいな点を順次直していくたとい程度のことございますが、設計面についてのチェックあるいは発電所の運転経験に基づく総点検といふのが補修工事、それに従いまして必要な補修工事を実施したということです。

項目で大きくに申し上げますと、一番大きな点は非常用炉心冷却設備の改良、それから安全保護系の改良、モニターエquipmentの改良、それから格納容器ハウジングの改良、それから安全施設作動設備の改良という、以上五点に分けることができるかと思います。

ECCS、非常用炉心冷却設備の改良は、これはTMIの事故からの点検でございまして、言つては大破断もさることながら中小破断に対する配慮を十分にするという、そういう点で新たに高圧系のポンプを新規に増設したということです。

ECCS、非常用炉心冷却設備の改良は、これ

はTMIの事故からの点検でございまして、言つては大破断もさることながら中小破断に対する配慮を十分にするという、そういう点で新たに高

圧系のポンプを新規に増設したということです。

それから安全保護系の改良は、多重化がされ

いなかったところを多重化にするとか、あるいは運転中でも性能の確認ができるように改良するといつたようなものでございます。

それからモニターにつきましては、当然のことながら時間がたつてまいりますと、いろいろと各

種分析がオンラインでできるような装置というものが開発されておりますので、トリチウムであるとか汎素であるとかといったようなものをオンライン

で測定するように改良をしたということ。

それから格納容器ハウジングの改良につきましても、これは格納容器を貫通する配管がたくさんございますけれども、これの前と後ろに当然隔離弁が設置されますけれども、これの事故時の対応として自動閉鎖機能というものの改善を図つたということ。

それから五番目の工学的安全施設作動設備の改良は、これはTMIの反省でございますけれども、新しく格納容器の圧力が高くなつた場合、あるいは炉内の圧力が異常に低くなつた場合のスクランブルというものを加えたということ。

それからさらに発電所の運転経験から申しますと、蒸気発生器の細管のリークというのが経験されておりますので、それに対応するための水質管理の方法を改善したとか、あるいは新しい火災防護に関する指針に基づくアラームの増設、それからサブクール計の設置といったようなことが概略の安全性総点検補修工事の内容でございます。

○伏見康治君 いろいろ詳しく御説明をありがとうございます。

一一番大事な点は、「むつ」をおつくりになつてから長い年月がたつて、その間に陸上の方の発電

用の原子炉についてはいろいろな経験が積まれまして、安全性に対する考え方が相当変わつたといふか、発達したと言つべきか、という変化が起こつてゐると思うのですね。その間「むつ」の時計

は完全にとまつたのに近い状態なわけですから、今の要するに原子力技術の常識と食い違つてゐるところがたくさん出てきていて、それに照らして安全性総点検をなすつたというふうに理解できるわけです。

ただ、私が心配いたしますのは、それはそれで

大変結構なことだと思うのですが、大湊の方の地

元の方との何かお約束のようなことがあって、原

子炉の核心部分にはいわば手が触れておられない

のだろうと思うんですね。いわば安全性総点検でいろいろなことを変えられたのは、原子炉の外側

の方だけをいろいろ直しておられるだけであつ

て、一番大事な核心部分にはそういう意味の近代化と申しますかが行われていない、そのところが何か非常に危険なような感じがするのでござります。中でも先ほど水質検査によって水系統の健全性を何か確認するといったようなお話をございましたけれども、恐らく陸上の発電炉の場合にはそういうところまで目で見ると、いうような工夫があつて安全性を守るために役立つていると思うのでございますが、その辺のところを少し説明していただきたいと思います。

○参考人(野澤俊彌君) 先ほど水質管理と申し上げましたのは、二次系の水質管理でございまして、陸上の発電所でしばしば見られます蒸気発生器の一次系からのリークに対するために水質管理を磷酸ソーダからボラタイン処理に変えたといふことを申し上げたわけでございます。

一次系の中についての健全性の確認というお話をございますが、いろいろな事情がございまして、圧力容器のふたをあけることが現時点では不可能でございます。現時点では陸上におきますサンプルの水につけた試験での腐食の進行度のチェック及び水質管理によります腐食の防止といふことで健全性を保持しているつもりでございますけれども、やはり出力上昇試験を実施する前には燃料のチェックということが必要だと考えておりますので、その時点になつたところでふたをあけて燃料の健全性を改めて直接チェックをしたいといふふうに考えております。

○伏見康治君 その一番核心部に結局手がつけられないといふことが非常に頭の痛い話であると思うのでございますが、安全審査の一般論みたいなことになるおそれもございますが、そういう総点検のいろんな補修をなすつたりした後で、原子炉としてこれがいかがどうかというのは、もちろん原子力安全委員会その他の安全審査を受けられたんでしょ。ですが、いわゆる安全審査を受けられたかどうかという、それがどういうことであつたかということをまず伺いたいと思ひますが、しかし審査という意味ですと、前の放射線漏れを

起こしたときにも審査を受けたわけですね。審査を受けたものは安全とは限らないということになります。中でも先ほど水質検査の安全評価に関する審査指針であるとか、軽水型の動力炉の非常用炉心アーチをかねないんですが、その辺の安全審査の仕組みについて少しあげておきましても昭和五十年にも安全審査を行っておりますし、それから最近行いました遮へい改修に関しましても昭和五十四年に安全審査を行っており、さらに昭和五十六年には安全性総点検についての安全審査が行われているわけでございます。昭和五十四年の十二年にも安全審査を行っておりますし、それから最近行いました遮へい改修に関しましても昭和五十四年に安全審査を行っており、さらに昭和五十六年には安全性総点検についての安全審査が行われているわけでございます。

○参考人(野澤俊彌君)

御指摘のように、昭和四

設に関する安全設計審査指針であるとか、あるいは発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針であるとか、軽水型の動力炉の非常用炉心アーチをかねないんですが、その辺の安全審査の仕組みについて少しあげておきましても昭和五十年にも安全審査を行っておりますし、それから最近行いました遮へい改修に関しましても昭和五十四年に安全審査を行っており、さらに昭和五十六年には安全性総点検についての安全審査が行われているわけでございます。

○参考人(野澤俊彌君)

まだよろしくお願いします。

なんでしょうか。

○参考人(野澤俊彌君)

まだよろしくお願いします。

なんでしょうか。

この間ににおいて、昭和四十二年以降五十四年の間ににおける遮へい改修、こういった放射線防護に関する知見というものがかなりの程度の進展を見たということが一つ言われると思います。これは我が国全体の技術水準がまだ十分でなかつたという反省があったわけでございますが、国際的にも我が国の技術水準におきまして最高の安全審査を行つたというふうに考えていく次第でございます。

○伏見康治君 つまり、安全審査の方法も相当近代化されているというふうに伺つたと思ひます

が、それで、そういういろいろな環境条件が整つた上で原子炉を、例えば原子力船の原子炉を動かせようといったような段階になつてしまいります

と、その準備段階でいろいろなことをなさらなく

ちゃいけないことになると思うんですが、先ほども野澤さんがちょっとと言わっていたような点があつたと思いますが、それに関連してもう一つ承つておきたいのは、近代化されたものの中にインサービスインスペクションという概念が発電炉の場

合にはあると思うんですね。つまり、もう動かし

始めてしまった炉、余り簡単には近づけない炉

で、しかも故障の起こりそうなところを十分インスペクションができるような仕組みを初めておきま

ります。

○伏見康治君 まあいろいろ考え方なくちやならないことがたくさんおありで頭が痛いだらうと思いますが、私が心配いたしますのは、原子炉を今の状態で寝かせておくのはいかにも時間の空費でござりますので、その間にできることは少しでもやつておくべきだと思うんですね。つまり、安全性の点検といったようなことはやつておくべきだと思いますが、その間にできるることは少しでもやつておくべきだと思うんですね。

○参考人(野澤俊彌君)

まだよろしくお願いします。

なんでしょうか。

なんでしょうか。

○参考人(野澤俊彌君)

まだよろしくお願いします。

なんでしょうか。

なんでしょうか。

ささらに安全性能点検の問題に関しましては、先ほど先生御指摘がありました陸上発電炉の技術的審査の問題を反映させようという観点から、この審査におきましては、まあ法令的に摘要されただけでございませんけれども、陸上の発電炉に使われております例ええば発電用軽水型原子炉施工

なんでしょうか。

なんでしょうか。

なんでしょうか。

なんでしょうか。

て正確に規定したものに従つて現在本船では維持管理が実施されております。当然のことながら一次系の水質管理もその最たるもの一つでござります。

ただ、今先生がおっしゃったような煩心の中を直接のぞくということは現状ではできません。例えばファイバースコープを使ってどの程度チェックができるかというようなことも考えられるかと思ひますけれども、ファイバースコープを使って中へ挿入するには限界がございまして、欲しいところを見たいところを確実に見るというような構造に残念ながら炉内構造物がそうなつておりますので、それも技術的に不可能でございます。炉心につきましてはあくまでも二次的なチェックで健全性を十分に保持していくたい。それは先ほど申しましたように水質管理が一つと、それからもう一点は、同じサンプルが燃料荷包以来実験室の中で保管されておりまして、その状況というものが絶えず観察できるようになつていて、そういうこと、さらに原子炉の各部からサンプリングをいたしまして、クラッドといいますか、不純物がどの程度フィルターにかかるかといつたようなことを含めまして、考えられるいろいろな手段で一次系の健全性をチェックしていります。

○伏見康治君

皆さんお聞きのように、技術者の方は与えられた条件の中で困難なことを何とかしてやろうという非常に熱心な検討をされていると思うのですが、私がお聞きしたのは、実は地元との協定に絡んだ問題でございまして、技術以外の問題を含んでおりますので、中村さんからちょっとその技術的な要求、安全性を守るために技術的な要求というものと地元の要求というものが衝突したときにどうなさるおつもりかということを伺いたい。

○政府委員(中村守孝君)

今お話を承りますといふと、や

はり「むつ」の時計はとまっているんじゃないいかという感じを受けるわけです。つまり、普通の科学技術プロジェクトでございますといふと、一刻も惜しんで、早く成果を上げたいと思って研究者は非常に時間を惜しんでいるわけですが、それなりに「むつ」に関して完全に寝てしまつているというのは少し異常過ぎるのではないかと私は思ひます。

ういつたようなものは隨時やつておるわけでござります。ただ問題は、先ほどから説明がありますように、現在大湊に停泊中におきましては冷態停止状態を保つということが地元のお話し合いの結果でございまして、ただ、もう先に「むつ」の研究開発を継続するというような方向に方針が決まりまして、さらに関根浜の港の建設状況等が進んでまいりますと、地元の方々とまた御相談する機会も出てこようかと思いますが、現段階においては少なくとも冷態停止状態に保たなければならぬ、そういうことでございまして、原子炉のふたを開けて燃料その他を直接点検するということはできないわけでござります。

それにつきましては、今事業団の方から申し上げましたような種々な方法でその健全性を確認しておるわけでございますが、関根浜の港に移しました後に、実際に出力上昇試験に入る前には当然入念なチェックを行つておることでございまして、それまでの間大湊におきまして何もしないの

かということにつきましては、状態の進展におきまして、できれば冷態停止状態からさらに進んだ例えは温態停止状態におけるチェックとか、そのぐらいのところまでできるようになればということも考えておりますが、現段階ではこれは地元のとの御相談が必要なことでございまして、今後の「むつ」の取り扱い方等を見きわめ、また関根浜の工事の進展に合わせて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、出力上昇試験に入る前には関根浜の港におきまして入念なチェックを行つた上でステップ・バイ・ステップで先へ進めいくと、こういうことを考えておるわけでございまして、関根浜の港でそういう実験をしていく

ことがあります。

○伏見康治君

御説明ではございますけれども、なお皆さんのそういう意味での御努力、つまり原子炉の連鎖反応を起こさせるという意味においては、それはその土地の原子炉を動かすということは、それはその土地の方にとって非常に御迷惑なことであるのかもしれませんので、それをやらないという約束はしても私はいいと思うんですが、原子炉の内部に安全性を高めるために手を入れるというようなことに対するまでいわば素人の方々にその条件をつけていたところは、何か間違つたことをしているとしか私は思えないわけでございます。リーズ

ンで物事がわからないというのは非常に困つたことであると思います。

等につきましても難しい問題になつたというようなこともござります。

今回、その修理が終わつて大湊に回航するにつきましては、これはその前に、修理がまだ終わらない段階でございますが、中川大臣のころに、大湊を再母港化するということである御説明もし、御協力もお願いしたわけでございます。結果的に大湊に受け入れることはできない、関根浜に新しい港をつくる間隔に入れる事はいいだらう、ただし、その際もやはり原子炉には一切手を触れない、いわゆる冷態停止状態にするというのが条件であるということ、それからあくまでも大湊は仮の場所であつて、関根浜の港をいつまでもつづらに大湊に入れたのに関根浜の港をいつまでもつづらに大長店をされたんでは困るよという強いお客様がございました。実際にも大湊に回航するにつきましては、関根浜の港の漁業補償の問題、土地の問題、そういう問題についていろいろ見きわめをつけてからでなければ大湊にも受け入れないというような地元の事情もございました。安全性その他についてはもうそのたびごとに御説明をしてきておるわけでございますが、それが御理解が得られて、その先の原子炉関係の装置を点検するとか動かすとか、そういうことについての御理解というのはなかなか得られないというのが現状でござります。

○伏見康治君

御説明ではござりますけれども、

なお皆さんのそういう意味での御努力、つまり原子炉の連鎖反応を起こさせるという意味においては、それはその土地の原子炉を動かすということは、それはその土地の方にとって非常に御迷惑なことであるのかもしれませんので、それをやらないという約束はしても私はいいと思うんですが、原子炉の内部に安全性を高めるために手を入れるというようなことに対するまでいわば素人の方々にその条件をつけていたところは、何か間違つたことをしているとしか私は思えないわけでございます。リーズ

ンで物事がわからないというのは非常に困つたことであると思います。

ただ、今先生がおっしゃったような煩心の中を直接のぞくということは現状ではできません。例えばファイバースコープを使ってどの程度チェックができるかというようなことも考えられるかと思ひますけれども、ファイバースコープを使って中へ挿入するには限界がございまして、欲しいところを見たいところを確実に見るというような構造に残念ながら炉内構造物がそうなつておりますので、それも技術的に不可能でございます。炉心につきましてはあくまでも二次的なチェックで健全性を十分に保持していくたい。それは先ほど申しましたように水質管理が一つと、それからもう一点は、同じサンプルが燃料荷包以来実験室の中で保管されておりまして、その状況というものが絶えず観察できるようになつていて、そういうこと、さらに原子炉の各部からサンプリングをいたしまして、クラッドといいますか、不純物がどの程度フィルターにかかるかといつたようなことを含めまして、考えられるいろいろな手段で一次系の健全性をチェックしていります。

○伏見康治君

皆さんお聞きのように、技術者の方は与えられた条件の中で困難なことを何とかしてやろうという非常に熱心な検討をされていると思うのですが、私がお聞きしたのは、実は地元との協定に絡んだ問題でございまして、技術以外の問題を含んでおりますので、中村さんからちょっとその技術的な要求、安全性を守るために技術的な要求というものと地元の要求というものが衝突したときにどうなさるおつもりかということを伺いたい。

○政府委員(中村守孝君)

今、先生から御指摘がございましたように、原子力船「むつ」の各部の健全性のチェックにつきましては、現在でも冷態停止状態におきます各部の機器類の動作試験、そ

それで、今まで何か動かすような方向での技術的な準備のようなお話をしまったんですが、もう一つの可能性としては廃炉にする可能性というものがあるわけなんですが、その炉をやめてしまって、そういう方の条件としては、その前提として今「むつ」の原子炉がどれだけ汚れているかといったようなことが問題になると、長い間に「むつ」の周りにいろいろと放射能で汚れたものが、水のようなものがたまっていたりするんですが、その辺の状況、つまり「むつ」の原子炉をめぐっての放射能物質の状態はどんなふうになつてあるかというのを教えていただきたいと思います。

○参考人(野澤俊彌君) 御案内のとおり、直接測定は無理でございますが、解析の結果によりますと、現在「むつ」が炉心にためております放射性物質の全量はFPとして一キュリーと評価されております。

○伏見康治君 ほかに燃料のウランとしての放射能もあると思いますが、いずれにしてもごくわずかな放射能だと私は考えるわけですが、今の状態でならば原子炉を磨きにするということは比較的易しいことなんでしょうが、それでもなおかつ一キュリーのものが入っていると非常に難しいことなんでしょうか。

○参考人(野澤俊彌君) 全く技術的に考えますと、全体三千何百本の燃料棒が保有しておりますFPの量が一キュリーでございますので、全く技術的に考えますと、燃料のハンドリングというのはまあ容易なはずでございます。しかしながら、一遍臨界試験を経験しておりますので、取り扱いとして使用済み燃料という取り扱いになる可能性も多分にあるかと思います。したがいまして、これをどう処置するかということは、やはり具体的な方策を決めた上で規制当局の御判断をいただいてからでないと、どの程度容易か困難かというのにはわかには申し上げられないというのが現状でございます。

○伏見康治君 お役人の方に伺いますが、そういう廃炉にするといったような話かもし決定したと

すると、規制的にはどうすることをやればいいのですか。

○政府委員(辻栄一君) 原子炉等規制法関係の法的手続を申し上げますと、もし仮に廃船という場合には、まず廃止届を提出することになつております。廃船にするためには原子炉の廃止届を内閣総理大臣に提出しなければならない、これは規制法の六十五条でございます。原子炉の廃止届をいたしました場合には、原子炉設置者は核燃料物質等を譲り渡し、汚染を除去する等の措置をとらなければならぬこととなつております。また、これららの措置に対しましては、内閣総理大臣が災害防止のため必要な措置をとることを命ずることができるというふうな規定がございます。

さらに、原子炉を解体するということになつた場合には、これは原子炉の解体届を提出するということになつております。これは規制法の三十八条に規定がございます。届け出がありました場合には、総理大臣は災害防止のため必要な措置を講ずることを命ずることができるということになつております。

以上が法令上の手続でございます。

しかしながら、廃炉につきまして的一般的な技術基準といふものは具体的にはまだ決めていないというのが実態でございます。現在日本原子力研究所のJPD-Rを使いまして廃炉についての研究をやつておるところでございまして、こういった研究の成果もベースにいたしまして、今後具体的な事例が出てまいりました場合に安全委員会におきまして十分検討していくべきでございます。

おきまして十分検討していくべきでございまして、かように考えているところでございます。

○伏見康治君 規制上からいってそれほど非常に難しい、困難な問題ではないというふうに私は印象として受けましたが、それはその辺で技術的な問題はおしまいにいたしまして、本論であります今度出でております改正法案そのものについて御質問申し上げたいと思います。

いろいろあるんですが、まず十四条、十六条あ

たりに、役員の欠格条項あるいは兼職禁止といつたようなことについて触れてあるわけですが、それが意味を説明していただけますか。

○伏見康治君 実は余りよくわからないんですけれども、これを今回改正しました十四条でございますが、これを今改正しました趣旨でございますが、一つは事業団の、従来から特種法人の業務の遂行につきまして幅広く人材を活用していくことが必要でございますし、一方におきましてその事業団の事業活動と密接に利害を有すようなところの人がその役員になるといふのもこれもまた問題があるということでござりますので、従来原子力研究所法ではそれらを排除しておいたわけでございますが、原研法は昭和三十一年の法律でございますので、その後こういった形で規定されておるわけでございます。

そういう意味で、今回の改正におきましては、例えば政府及び地方公共団体の職員については、職務に専念する義務を有しているので、特殊法人を含め一般の事業活動にも従事するということは禁止するということはございますが、国会及び地方議会の議員、政党の役員につきましては、一律に禁止すべき明確な理由がないということで、その後の立法におきましてもこういふ方は役員欠格の対象とするということでないように法律でなつておりますので、今回の法律改正におきましてもそのように最近の立法例に倣つて直しておるわけでございます。

それから、十六条が「役員の兼職禁止」の条項でございまして、これにつきましても最近の立法例に倣いまして、一律に禁止するのではなくて、個別にケース・バイ・ケースで検討し、その役員が当該法人の業務と営利目的で密接に関係がないというような方々まで一律に禁止するのではなくて、個別に審査をし承認をしていくということです。

○伏見康治君 ここだけではございませんけれども、一般的に言って、今度の原子力研究所へ原子力船事業団を合併するのは、いかにも機械的に切つてつないだという感じを受けるわけですね。せつから、一つのインスティチュートに統合なさるんでしたら、昔の成り行きみたいなことに構わずに、新しい法律として統一されたものであるべきだと私は思うんですが、その原子力の船のところだけ何かいかにも切つてはいだようにそこだけ色が変わつてはいるというのは、一つのインスティチ

ないが、こういうことで最近の立法例に倣いました兼職禁止条項についても修正を行つた次第でございます。

○伏見康治君 実は余りよくわからないんですけれども、これを今改正しました十四条でございまして、

次に、全体を通じて総理大臣というのと運輸大臣の名前が出てまいりまして、その両大臣の共管というような形になつてゐるかと思うんですが、その辺の関係もちょっと説明していただきたいと思うんです。

○政府委員(中村守孝君) 原子力船の研究開発につきましては、従来から原子力という面からのアプローチといたしましては科学技術庁が所掌し、船舶という観点からは運輸省が所掌し、船舶研究所等において原子力船関係の研究開発もしてきておりまして、そこで原子力船の研究開発につきましては、従来から科学技術庁と運輸省が共同していろいろなプロジェクトの管理をしてきておるところでございます。

今回、原子力船研究開発事業団を原子力研究所に統合する際にしましては、その原子力船の研究開発につきましては、科学技術庁の場合は総理大臣でございますが、共同所管大臣としてこれを監督してまいりたわけでございます。

つづいておるところでございますので、その部分につきましては、その原子力船の研究開発につきましては、科学技術庁の場合は総理大臣とで共同で管理をするということにいたしました次第でございます。

ユートとしては随分やりにくいお話を思うんですね。船があるから、運輸大臣にお世話になるからというだけでござりますれば、ほかに船を持つていてると思うんですが、あれは別に運輸大臣が顔を出しているわけじゃないと思うんですが。それはどういうわけですか。

○政府委員(中村守孝君) 別に船を持つていてるからということだけではございませんで、原子力船の研究開発行政といふものが運輸省のいわば将来のこういう実用になつたとき等における海運船舶行政、そういうものの観点からそれを必要と認めて研究開発を進める、あるいは運輸行政の将来を見越してこういった研究開発にどう取り組んでいくかという問題でもござりますので、そういう意味で共同で管理をさせていただいておることでございます。

○政府委員(神津信重君) ただいま原子力局長から御説明いたしましたように、原子力船の研究開発につきましては、従来からも「むつ」の乗組員を中心とした出向者の派遣であるとか、あるいは民間資金の拠出の指導、「むつ」建造、改修に関する造船所の指導及び舶用原子炉の研究開発に当たりましての海運造船業界からの知見、技術、経験の提供等の協力を行つておるわけでございまして、今後ともこういう共同関係を続けることが効率的に原子力船の研究開発を進める上で非常に望ましいことであると考えております。○伏見康治君 押し問答になりますのでその辺で次に移りますが、原子力委員会や原子力安全委員会が登場するところなんですが、第二十四条第二項では原子力安全委員会が入つていませんね。その前には入つていたと思うんですが、それはどういうわけですか。

○政府委員(中村守孝君) 先生御指摘の件は、原子力開発及び利用に関する基本計画と、原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画にかかるものかと存じますが、第一に、まず二十四

条第一項に書いてござります原子力の開発及び利用に関する基本計画は、我が国の原子力開発利用政策の全体について定めるという形で從来から運用されておりまして、その全般的な原子力開発部門を担うところでござりますので、全体を踏まえて原研としての研究が進められるべきである、そういう観点でつくられております。このためその基本計画の中には、単に原子力開発利用を促進するというそういう面からだけではなくて、安全を規制するという側面につきまして、原子力船の安全規制のための安全研究も含めまして基本計画の中に織り込んでおるわけでございます。そういうことでこれらの安全規制にかかる事項が入っておりますので、安全委員会にもきちっと御意見をちょうだいをする、そういうことに相なつておるわけでございます。

一方、原子力船の開発のために必要な研究に関する基本計画の方の定め方といましましては、原子力船の研究開発推進のための具体的な計画でございまして、当然その研究開発をしていくことに付隨して出てまいります——安全と開発というのは裏腹という点からでは当然付隨して安全の問題といふのは入つてくる、安全研究は入つてくるわけございますが、積極的にいわゆる国の安全規制という観点からどうあるべきかということでの研究その他、そういうふたことについての事項は含まないという形で従来から運用てきておりました。今回の改正におきましても、そういう意味で今後の基本計画を決める、そういうことであれば安全委員会が直接関与される部分がないのではないかということで、この点については外しておるわけでござります。

○伏見康治君 やはりそこにも一つの要するにインステイチュートをただ切つてつないだといふ印象が濃厚なんですけれども、これで全体として一つのインテグリティーのあるものになるのだろうかという懸念を感じます。

次に、第二十二条ですが、そこで言う原子力船のことはながら原子炉等規制法によりましてチェックされるわけでござりますので、その過程におきまして安全委員会が関与していくということはござります。それで、日常の安全研究を推進する上で例えば特別な施設が必要になる、その施設が安全的に丈夫かどうか、そういうことにつきましては当然のことながら原子炉等規制法によりましてチェックされるわけですが、その過程におきまして安全委員会が関与していくということはござります。

○政府委員(中村守孝君) 原子炉の研究開発事業団法の規定により建造さ

れは当然のことだと思います。ただ、原子力船研究所開発のための基本計画の中では、安全委員会が直接関与する部分がないということで、こういう差が出ておるわけでございます。

○伏見康治君 今の件は了解いたしましたが、同じ第二十四条の第一項と第二項で、片方では「議決」という言葉があり、片方では「尊重」ということだけになつてあるんですけど、その違いは何に

よるのですか。

○政府委員(中村守孝君) この点もちょっと確かにおわかりにくい点かと思うわけでございますが、実は一項の方が「議決を経て」で、二項の方が「尊重」するというのは、原子力委員会にしきる原子力安全委員会にしきる、これは内閣総理大臣の諮問機関であるわけでございまして、運輸大臣の諮問機関にはなつてないという組織上の違いがござります。

したがつて、その原子力委員会なり安全委員会の御意見とを直接運輸大臣が承るという形になつてない、あるいは運輸大臣が直接諮問されないという組織ではないわけでござりますので、そういう組織法上の違つから表現を変えておると、いふことでございまして、実質的にはいずれの場合にも当然議決を経てということで、この中に原子力船の研究開発が入つていて、その辺に御意見を尊重するという形で内閣総理大臣は義務づけられておりますし、原子力の基本計画につきましては運輸大臣もその意見を尊重するということです。ごぞいまして、行政としてこの両委員会の御意見を尊重するという意味においては、何らの変わりがないといふやういふに我々理解しておるわけでござります。

一般的に、次の段階におきます舶用炉の研究開発等、将来に向けての応用の研究を進めることにつきましてはこの二号で読むわけでござります。

さらに一般的ないわゆる基礎研究ということになりますと一号になるわけでござりますが、先生御指摘の「むつ」の原子炉を取り扱えることはできることでございまして、この二号でも

なるのかということにつきましては、この二号でも

いいに我々は理解をいたしております。

ただ、第一船、第二船、第三船をつくるということにつきましては、現在これは予定をしていないという

ことでございまして、特に四号で、こういう「む

つ」に関する業務を行うことと、従来は一般に原

子力船に関する業務を行ふことと、特

に原子力船研究開発事業団法の規定により建造さ

れた原子力船に関するということに限定したといふ趣旨からも、一応この法律としては第一船、第三船を原研でやるということを想定をしていました」といふことでござります。

○伏見康治君 そういう御説明を承ると、この今度の法律案というのは、まさに現在ある具体的な「むつ」という原子力船の後始末を原研にお願いするというような感じにますますなってきたと思うんですが、その辺のところは原子力研究所側はどういうふうに受け取つておられるのか伺いたいのですが、理事長さん。

○参考人(藤波恒雄君) 原子力船「むつ」の取り扱いを含む今後の原子力船開発の基本的方針につきましては、今後政府から我々の方に示されるといふぐあいに了解をしておるわけございますが、午前中の御質疑に関連しても私申し上げたところでございますが、もし統合ということになりますれば、原研が総合先として選ばれました趣旨と申しますか、とにかく基礎的な知識を着実に蓄積していくという態度でやつてしまいたいと、こう思つておるわけでござります。したがいまして、原子力船「むつ」の取り扱いいかんによつては内容は相当変わるものでござりますけれども、いずれおるわけでござります。したがいまして、原

ね。

原研は、幸か不幸か余り地元とのトラブルがなかつたわけでした、東海村の皆さんのが非常に協力的であつたことなんでしょうけれども、そういうもので余り時間を費やすということなしに、比較的の恵まれた環境で皆さんの本当の科学技術の研究にいそしんでこられたということがあると思うんですね。ところが、船の方はまさに地元との政治的なトラブルの泥沼の中に入つてしまつた。そういう意味では原研にとっては非常に異質的なものを抱えるということになるわけだと思うんですね。そのため、いわば非常に楽園であった東海村が泥水をかぶつてしまつようことが万一起ると、せつかく日本が長い間築き上げてきた原子力のメ

ッカが台なしになるおそれがある。

私は、そういう意味で、理事長さんが、東海村

の従来の研究体制といったようなものを損なわな

いように、新しく引き受けられたお仕事はできる

だけ上手に取り扱つていただきたいという感じが

切なるものがあります。しかし同時に、原子力研

究所が長年培つてこられたことのいい方、よい面

を「むつ」の事件を処理する上において使つてい

りました。

そういう中におきまして、私、一つだけつけ加え

て申し上げたいと思いますが、大湊に仮に停泊を

いたしております原子力船「むつ」について、科

学技術研究者として一日も早く何かをやっていき

たいという気持ちを持つておるだろうというお話

は、大変私はそのとおりだらうと思つております。

ただ、先ほど申しましたように、「むつ」の

原子炉のかぎを県の方にお預けをしていくとい

う、まことに残念な、私どもから見れば残念でござります。

さりますが、地元との関係から言えばやむを得ない現状になつてゐるわけでござります。

私は、就任直後、一月早々に青森に参りました

とて非常に何かまずい感情を持つておられる方が

あるようにも思えるのですけれども、私は、全体

としては原子力研究所というものは日本の原子力

研究開発の中軸としてずっと立派な仕事を果たし

てきたと思うわけです。特に、安全性に関する研

究といったようなものは世界的に評価されるべき

だと思ひますし、その長い研究の伝統といふもの

を、今度の法改正で「むつ」を引き受けたため

に、その原子力研究所のよき伝統が損なわれるよ

うなことがあつては非常にまずいと思うんです

ね。

原研は、幸か不幸か余り地元とのトラブルがな

しまつてはいる。原子炉の安全性を確かめる技術者

の言うことといったようなものが地元の方にもし

耳に入らないとする、それは私は、何といつても

そういうことを説明できない今までの当事者の

失敗であったとしか思えないわけなんですが、科

学技術者の立場というものがもとちゃんと使わ

れるよう、そういうふうに今後原子力研究所で

原子力船の問題を処理されるよう心から希望い

たしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(岩動道行君) 日本の原子力問題の草

分けであります、また原子物理学の最高権威で

ある伏見先生から大変貴重な御所見、御指摘を賜

りました、大変私も感銘を受けて質疑を承つてお

りました。

そういう中におきまして、私、一つだけつけ加え

て申し上げたいと思いますが、大湊に仮に停泊を

いたしております原子力船「むつ」について、科

学技術研究者として一日も早く何かをやっていき

たいという気持ちを持つておるだろうというお話

は、大変私はそのとおりだらうと思つております。

ただ、先ほど申しましたように、「むつ」の

原子炉のかぎを県の方にお預けをしていくとい

う、まことに残念な、私どもから見れば残念でござ

りますので、こういふものを効率的に反映をいたしまして、与えられた一つの基本方針の枠内におきましてできるだけお役に立つよう努めました。つまりたい、こんなふうに考へておられる現段階で

いただきたいと、かように考えておりまして、從來の原研の分野というものはさらに十分に發揮していくよな中において原子力船「むつ」の統合の姿を描いていきたいと、こう考えておりますので、この上ともよろしく御指導を賜りたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 法案審議に先立ちまして、まず「むつ」問題、特に関根浜港の問題について私も若干お聞きしたいと思ひますが、私は、六月の二十四日から二十六日まで三日間、衆議院の工農議員とともに現地を調査をして、重要な事柄を多々見聞をしてまいりました。これらの問題はおいおいこの委員会でも取り上げてまいりたいと思っておりますが、まず、政府は関根浜港の多目的利用ということをしきりに言うわけですが、これは「むつ」が廃船になる場合、いざれの場合も多目的利用を考えないと、こういうことでしょうか。

○政府委員(中村守孝君) 関根浜新港につきましては、「むつ」を係留する港として建設するわけ

まあ、仮の話でござりますが、廃船するとしても数年はここに係留していろんなことをしなければいけないのでございましょうし、継続するといつてもしましても、そう二十年、三十年と今の「むつ」を使うといふことになるかどうか、むしろもつと短い時期に使命を果たして廃船ということになると、いうことも考えられるわけでござりますし、そういう意味で、今すぐということではなくて、将来この港を大いに活用していくといふ意味ではかのことで、そういう形で利用できればいいなど、こういふことで検討しているわけでござります。

○佐藤昭夫君 そこで、最近下北半島に核燃料サイクル基地を建設をしようという問題が登場してきていますけれども、多目的利用というこの考えは、この核燃料サイクル基地構想、これとのかか

わりが念頭にあるんですか。

○政府委員(中村守孝君) 関根浜新港はあくまで「むつ」の停泊港として建設をしているわけでもございまして、特にその使用済み燃料あるいは放射性廃棄物を積みおろす港として利用するということとの関連において考えておるわけではございません。そのことは地元の方々にも御説明をしておるところでございます。

○佐藤昭夫君 この核燃料サイクル基地構想というの、下北半島ということでありますけれども、具体的にどこということまではまだ明らかにもなっておらない、そういう段階でありますからなおさらのことではありますけれども、将来どこに決まるか、そのことに応じて今後ともかかわりはない、と、関根浜港は核燃料サイクル基地建設構想とは今後ともかかわりないというふうに、ここではつきり確認をしておいてよろしいでしょか。

○政府委員(中村守孝君) 関根浜新港をいわゆる使用済み燃料の積みおろし港というようなことで私は今後ともかかわりないというふうに、ここではつきり確認をしておいてよろしいでしょか。

○佐藤昭夫君 念のため大臣、同じ意見でしょ

か。

○国務大臣(岩動道行君) 今政府委員が答弁したとおりでござります。

○佐藤昭夫君 次に、八二年の三月、事業団は関根浜立地調査結果を発表いたしました、これに対する結果を四月、中間報告としてまとめて、十項目の指摘事項、十一項目の疑問事項というものを事業団側に提起をしたわけありますが、これに対してもむつ市当局がそれをいろいろ検討し、その結果を八二年三月です。ですから、八一年度は年度途中でありますから、きちっとした数字が出てる八〇年度。昭和五十五年、現実に津軽海峡でどう

別の例で聞きますが、事業団はこの海象、気象

条件は大丈夫と、こうしていりますが、それで「むつ」の停泊港として建設をしていくわけでもございまして、特にその使用済み燃料あるいは放射性廃棄物を積みおろす港として利用するというふうに押さえてあの結果をまとめているん

でしょか。

○参考人(野澤俊彌君) 海難事故につきましては、海上保安庁の詳細な統計表がございます。それからさらに、あそこにはフェリーが常時運航されております。連絡船も常時運航されておりません。そういうようなもの条件を総合的に見て、そこでそういう結論が出されているのかといふふうに言わざるを得ない一つの問題として、私は大きな不安を表明せざるを得ないわけです。

○佐藤昭夫君 海難事故につきましては、海上保安庁の資料を参考にして、それであります。連絡船も常時運航されておりません。そういうこととしまして、あの地区が船舶の航行に対してどういった点があるというふうには判断しておられません。

○佐藤昭夫君 海上保安庁の資料を参考にして、途中でありますから、きちっとした数字が出てる八〇年度。昭和五十五年、現実に津軽海峡でどう

くらいの海難事故が起っていますか。

○参考人(野澤俊彌君) 今先生御指摘の点につきましては、手持ちの資料がございませんので、後ほど調査いたしまして御返事したいと思います。

○佐藤昭夫君 それならば海上保安庁にお尋ねしますけれども、最近五年間ぐらいの津軽海峡周辺海域での海難発生状況、これをちょっと数字的に御説明ください。

○説明員(高橋義典君) 御説明いたします。

○佐藤昭夫君 ただいま先生御指摘の点につきましては、うねりの推算も含めましてむつ市には再度にわたって詳細な説明を行つております。それらの総合的な調査結果をもとにいたしまして、「公有水面埋立免許手続の一環としての環境保全に關し講ずる措置を記載した図書」というもので、文書によつて回答を行つております。

○佐藤昭夫君 そのようにおつしやるけれども、私は現にむつ市長さんから今申し上げたようなことを耳にしてきたわけです。当時、六月現地へ

救助を必要とする海難発生件数はこういう数。この数で明瞭かなよう、一年の日数の四分の一をはるかに超え、三分の一近いこういう海難が発生をしておるという状況ですね。にもかかわらず、津軽海峡周辺海域、関根浜港大丈夫と言う。こういうところへ本当に十分な科学的検討が加えられて、そこでそういう結論が出されているのかといふふうに言わざるを得ない一つの問題として、私は大きな不安を表明せざるを得ないわけです。

○佐藤昭夫君 ただいま先生御指摘の点につきましては、うねりの推算も含めましてむつ市には再度にわたって詳細な説明を行つております。それらの総合的な調査結果をもとにいたしまして、「公有水面埋立免許手続の一環としての環境保全に關し講ずる措置を記載した図書」というもので、文書によつて回答を行つております。

○佐藤昭夫君 そのようにおつしやるけれども、私は現にむつ市長さんから今申し上げたようなことを耳にしてきたわけです。当時、六月現地へ

るならばどういう文書でむつ市に再回答をしていいか、それをひとつ資料として提示いただけますかと言ったら、しまじょうということだった。ところがきょうに至るも、きのう質問通告でその意味も含めて資料提出を求めてきたんですけれども、資料の提示がないんです。それなら、はつきりお尋ねをしますけれども、むつ市に対するの再回答ともいべきその関係文書、きちんと提示してもらいますか。

○参考人(野澤俊彌君) その件につきましては、ただいまお答えいたしましたように、「公有水面埋立免許手続の一環としての環境保全に関し講ずる措置を記載した図書」ということで、公開資料になつていてるものでござります。

○佐藤昭夫君 そういうものであれば、それは提示はしてもらえますね。

○参考人(野澤俊彌君) 今読み上げました図書は、極めて膨大な資料でございまして、公開されているものでございます。

○佐藤昭夫君 それならその提出を求めます。そ

れをよく見た上でまた意見を申し上げましよう。次の問題ですが、この閨根浜の用地買収に当たつて膨大な裏金が支払われたということについて、午前中、本岡さんの質問でも取り上げられてきたところであります。事業団も国土庁も別に問題はないということで言い張っているのであります。が、念のために国土庁にお尋ねをいたしました。

政府関係事業団、この原船事業団を含めまして現在十七ほどあると思いませんけれども、この十七ほどある政府関係事業団で、今回のように用地買収をするに当たつて別名目でお金の別途支出をしたという、こういう事例はないんじゃないですか。私は、調べた限りないと思っておりますが、どうですか。

○説明員(武智敏夫君) 最近におきましたは、私の知る限りではそれほどないと思つております。それほどといいますか、耳にいたしておりますが、

○佐藤昭夫君 ということが示すことなく、いや、別に違法じゃない、適法だということを国土庁もおつしやつた、それから事業団の理事長は顔を赤くしてそのことをおつしやつていたけれども、ほかに例がないということが示すとくやっぱり異常に違法ですよ。ですから、もう具体的な事実の中身は本岡さんの質問で詳しくやられて、いますから、私は繰り返しませんけれども、やっぱり異常だということで事柄は重大だと思いますね。

○参考人(野澤俊彌君) 科学技術庁にお尋ねします。

科学技術庁は、この原子力船事業団がこういう支払いをするということについて事前に承知をしましたのか、事後報告ですか、どうですか。

○政府委員(中村守孝君) 当局、私は、事業団から生活環境整備資金といいますか、そういう形で地元の方に支払うということにつきましては、払う前に聞いております。

○佐藤昭夫君 大臣はどうだつたんですか。大臣は、事業団がこういう支払いをするということについて、もう既に大臣に就任されて以降の支払ですけれども、事前に承知されておつたのか、事後報告か。

○国務大臣(岩動道行君) その程度のことは担当の局長が責任を持つてやることでござりますので、私はまだそのときには聞いておりません。

○佐藤昭夫君 そのときは大臣は聞いてなかつた、局長の決裁事項だと。私は、そういった性質の問題で流しておいていいかどうか。これは言うまでもありませんが、昨年の五十七年度決算に関する会計検査院の報告でも、「むつ」をめぐつての大変な国費の乱費があつたということについて強く指摘もされておる。

〔理事官賀雷四郎君退席、委員長着席〕

しかし、依然事業団も科学技術庁も、検査院の指摘をまともに受けとめて、そういった方向でひとつ貫徹をしていくこう、襟を正していくこうという気持ち、そういう反省が全くないということのあらわれじやありませんか。

それで、この事業団の予算、その中の国から

の補助金等が占める比率、というのは事実上一〇〇%に等しいわけでしょう。ですから、大いに国としてもよく目を向けて、本当に公正な会計の執行が行われるかどうか、その点については心を配りつつおるのは当然のことだ、こう思ふんですが、大臣、とにかく事実はこういうことで、国土庁も確認されたこと、他の十七ほどある事業団には例のないことが起こっているんですよ。何か感ずる問題ありませんか。

○國務大臣(岩動道行君) 原子力船「むつ」にかかるいろいろな経費の支出につきましては、從来とも適正に行われてきていると私は確信をいたしております。

ただ、その研究成果が十分に上がつてないといふような観点から、検査院からも厳しい御指摘をいただいていることは厳粛に受けとめて、そのよな御指摘に対しては今後とも十分に配慮していかなければならぬと戒心をいたしているところでござります。

また、ただいまの土地買収に関連しては、その時点においては私は局長に一任をいたしておりましたけれども、その後正式に支払いをするといふ段階においてはこれを承知をいたしております。そしてまた、これにつきまして各方面からの御意見もあつたわけでございますが、これにつきましては、事業団あるいは県あるいは国土庁、それぞれが十分にこの点についての検討をされましては、事業団あるいは県あるいは国土庁、それがその結果先として原子力研究所を適当と考えて、その結果を受けまして原子力委員会の見解というものが出来ております。で、原子力委員会がその統合先として原子力研究所を適当と考えるという提言をなされた、これがたしか十一月ごろであったかと思いますが、その時に私も懇談会のメンバーとしてももちろん参画しておりました

す。

それから、もちろん法律の作成の段階におきましたが、その結論につきましては、原子力委員会並びに科学技術庁の方から連絡を受けて、かかるべく心得よという連絡を受けておるところでございました。

さて、いろいろと原子力局の方からは連絡も受けますし、またいろいろと原研としての意見等も聴取されておるわけであります。原子力委員会についても同様でございますが、当然法律案閣議決定の段階、あるいはそれ以前の段階で政府が行政

改革の一環としての原船事業団統合問題に対する
閣議決定をなされたわけですが、その際も通知を
受けておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 ちょっと念を押してお尋ねをする
ようで失礼な点はお許しいただきたいと思うので
すけれども、原子力研究所にさまざまな機関、組
織がございますね、この理事会初めとしていろん
な。どの組織でいつごろこういう方向でよろしい
という形で原子力研究所としての同意を政府側に
意思表示をされたんでしょうか。いや、そんなよ
うなことはないと、今おっしゃったように、原子
力委員会としてこういう方向が決まった。政府と
してこりうる方向が決まったということで、上か
らそう言わわれたら従わざるを得ないということ
あります、お金をもらつておるからそならざる
を得ぬと、こりうることなどながどうか。

○参考人(藤波恒雄君) 原子力委員会あるいは原
子力局との関係につきましては、當時原研の研究
開発活動方針等につきましては意見交換の場があ
るわけございまして、本件につきましても当然
のことながら隨時そりうる意見交換という場は經
過としてあるわけでございますが、法律案作成に
つきまして、これについて原研は同意するか、同
意するといったようなことを、例えば文書で正式
に交換をするというようなことはないわけでござ
います。政府の方で決められた方針に基づきま
して原研といふ特殊法人は国の必要とする研究開
発を受け持つべき性格の法人であると我々心得て
おりますので、そのように御了承願いたいと思
います。

○佐藤昭夫君 とにかく、監督庁の方からそな
う方向が出たらそれに従わざるを得ないといふ
ことにおつしやつておるんだといふうに私は受け
取つておきます。それでいいですね。何通お尋ね
しても、どういう機関でいつごろ決めたかといふ
ことはお答えがないから、そういうことなんです
ね。

○参考人(藤波恒雄君) 原研は、法律でも定めて
おられますように、原子力委員会の方針を踏まえ

て国が定める方針に従つて業務を行はべきと定め
られておりますので、その一環と考えております
す。

○佐藤昭夫君 ということでありますと、私は、
原子力研究所として今回の統合が原研の将来に何
かこういうメリットが出てくるという積極理由が
あつたのかながつかつかつかつかつかつかつかつか
んですけれども、そういう点はどうでしよう。

○参考人(藤波恒雄君) まあメリットと一口に言
われましても、なかなか一口にお答えにくいか
と思いますけれども、先ほども私、伏見先生の御
質問に対してお答えした中でも触れましたけれど
も、原研は総合研究所でありますと、すでに二十
八年間もろもろの幅広い基礎研究、応用研究、あ
るいはそれのすそ野の上に立ちましたプロジェクト
研究もやつてしまいまりまして、非常に多くの蓄積
を持つており、人材もあるわけでござりますの
で、こりうるものを効果的に活用する分野が一つふ
えたという見方をすれば一つの前向きの面ではな
いかと存じております。

○佐藤昭夫君 御存じのとおり、八月に向けて
「むつ」の存廃問題についての結論が出されてい
くわけでありますけれども、これもちょっとどな
たから出でつたかと思いますが、もしも「む
つ」が廃船と、こうなる場合、そういう場合に言
うなら厄介な「むつ」の廃船処理業務、これを殊
さら原子力研究所が買って出る、こうすることに
なるわけですね。もしも廃船ということになる場
合で、廃船にするかどうか、存続をするかどうか
か、これが八月に向けて議論がされるということ
は、法案提出の段階ではもうよくよくわかつてお
つたこと。ですから、そういう廃船処理業務を原
子力研究所が買って出るというのは、何か特別の
理由があるんですか。

○参考人(藤波恒雄君) 「むつ」の廃船業務を買
つて出るということに特に我々重点を置いて考
えてるわけではございません。けれども、仮に廃
船という業務につきましても、これは原子炉であ
る以上はやはり慎重なる計画に基づいて相当な重
要なる仕事になるわけでありまして、我々実は現
在、日本で初めて発電を二十年前にやりました試
験用原子炉というものを持つておるわけでござ
います。

要なる仕事になるわけでありまして、我々実は現
在、日本で初めて発電を二十年前にやりました試
験用原子炉というものを持つておるわけでござ
います。

まして、現在、所期の目的を達しましたので、そ
れを今後原子炉の解体をするというプロジェクト
に変更をいたしまして、今その準備的な調査、研
究あるいは解体設備の試作と、もちろんのことを
やつておるわけでござります。そういう準備を積
み重ねた上で、一両年後から実際の解体にかかり
たい。その解体作業自体も一年で終わるわけにな
くてやはり数年かかるといったような大きな作業
になるわけでござります。

「むつ」はどういう形で廃船するか、いざれ
は廃船にするわけでしょうが、すぐ廃船にする
か、あるいは実験データを相当にとつてからやる
かによっても内容は変わつてこようと思ひますけ
れども、そのようなぐあいで、廃船処理といふこ
と自身もやはり相当な業務量、質的にも内容を持
つておるというように私どもは考えておるわけで
あります。

○佐藤昭夫君 大変苦しい答弁をなさつています
けれども、正直に、何も原子力研究所が買つて出
たわけではありませんといふうに正直におつしや
つた方がいいと思うんですけども、にもかかわ
らず、もしもこういうことでいけば廃船処理業務
を押しつけられるということになる可能性が半分
あるわけですね。

もう一つの可能性、もしも八月の決着で「む
つ」が存続と、こうなる場合に、絶対に事故の再
発のようなことはない、こういうふうに確信を持
ち得る原子力研究所としての独自の検討はあつた
んですね。

○参考人(藤波恒雄君) 「むつ」をこれから実験
船として実験を再開するが、あるいは廃船の仕
事をするという場合に、我々考えますのは、安全問
題はもちろん十分に慎重に検討しなが
ら、安全を確認しながらステップ・バイ・ステッ
プに仕事を進めていきたいというふうに考えて
おるわけでござります。

まず、私が思ひますのは、こういう仕事をや
場合に、「むつ」はまず実験船である、しかもこ
れから試運転を始めるものであるというわけであ
りますように、初期のいろんな手直しだとか修
理だとか、そういうものが起こる可能性といふも
のは当然あり得るというスタンスで構えていかな
きやならぬ。一々そのたびに焼てるのではなくて、
適切にそれを処理しながら段階的に進めていくと、こう
いうやり方でやつていただきたい。

我々は、過去長きにわたりまして原子力研究所
の東海村あるいはその他の事業所におきましても、
そういう態度で研究開発を進めてまいりまして、
地元との関係も極めて良好に理解をいたしてや
つた方がいいと思うんですけども、もしもこの法
案が成立をいたしまして原研に統合されるといつ
た時におきましては、この原子力開発も從来の原
研の研究開発と同様な姿勢でやつていただきたいと、
こう思つておる次第でござります。

○佐藤昭夫君 原子力研究所の今日までの基本的
な姿勢、また仕事の最重点に原子力平和利用の安
全性研究、これをやつてきた、今後ともその精神
でやつていくんだと、そのとおりだと思います。
思ひますが、今回のこの受け入れを、まだこれは
国会に對する案ですけれども、こういう統合とい
うことを、その中には一つの可能性として「む
つ」存続、こういうことも含む今回の統合を原子
力研究所として、案の段階ですけれども、引き受
けるといふ、これに当たつて、二度と事故が起
らない、こういうことについての独自の検討をや
つたというわけではないですね。

いろいろちょっと意地の悪いような質問を幾つ
かしましたけれども、私は本当に今こそ日本原子
力研究所が、言われておるごとく今までの使命
を今後とも貫徹していくためにも、主体性を大
いに持つてもらう必要があるという立場でいろい

お尋ねをしたわけです。

最後に、そういう角度からもう一つお尋ねをしますけれども、今回の統合の問題について、労働組合との間、職員の皆さん方との間での意見一致はできているんでしょうか。研究所の職員すなわち労働組合の皆さん方との話し合いはやられていますか。

○参考人(藤波恒雄君) この統合問題は大変重要な問題でございますので、私といたしましても、随時部長など研究所の幹部職員を招集いたしまして、状況の説明をした上で、その意見も聴取するとともに、職員一般に対しましても適時所信を表明してきたところでございます。

御質問の点は、労働組合という組織への対応の問題と存じますが、これにつきましても、研究所におきます従来のやり方、慣行に従いまして誠意を持って対応することが肝要であると考えております。適時に説明を行い、資料を提供するなどして理解を求めてまいったところでありまして、今後ともさらなる努力を続けてまいる所存であります。

○佐藤昭夫君 適時に研究者や職員にいろいろ資料、情報を配付をしておると、今までの慣行これまでと、こういうふうにおっしゃつておるわけですから、日本原子力研究所にとっては、本当に始まって以来とも言つていいような研究所のあり方、今後の運営についての重大な変更を含むような、そういう大問題が降つてわいておる、こういう時期でありますから、したがつて冒頭お尋ねをしましたように、本当にそういう大問題なるがゆえに、一定の研究者の方々を含むそこでよく議論をされて同意をされているんでしょうかということを、念を押すような意味でお尋ねをしましたゆえんもそういうところにあるわけです。

同様に、労働組合というのは、私から今さら申し上げるまでもないと思ひますけれども、研究者の方々を含む労働組合でありましょく、同時にこのことは、当然いろんな労働条件の変更も起ります。労働組合といふのは、私はいま申り得るわけですね。それはいま原子力船事業団

の職員の方々の労働条件と原子力研究所の皆さん

方の労働条件、全く均一ではないでしょう。それは当座は今までの姿をずっと持続をしていくといふことになつても、ある将来にいければやはり一つの体系をつくるなくちゃならぬ、その段階で一定の変更は起こり得る。青森にも事業所もできるといふことになれば転勤ということもあり得る。

こういう点で、当然この統合の問題について職員の代表、労働組合の皆さん方ともよく話し合うということがあつてしかるべきで、とにかく研究所所始まって以来の大問題が起こつてゐるという、こういう事態の上に立つて、ひとつ理事長としては、本当に職員との協調、団結の体制をどうやってつくっていくかということについて、大いに考えていただくな必要があるということをもう一遍強調しておきたいと思いますけれども、所見はどうでしょうか。

○参考人(藤波恒雄君) 今お話に触れられました労働条件の問題等、これからだんだんに具体的に出でまいりました場合、当然労働組合との交渉によって協議を進めるべきものと考えております。

○佐藤昭夫君 本日は終わります。

○野木陳平君 今回の改正案は、行革という立場から見ると適切だと思ひますけれども、「むつ」の問題があいまいなだけに賛否を判断するのは非常に難しい、微妙だという気がしますね。ですから、原子力全般に対するいろいろな質疑を続けています。

○佐藤昭夫君 本当に始まって以来とも言つていいような大問題が降つてわいておる、この点で組合とともにそのような約束をしておるわけですが、組合ともそのような約束をしておるわけです。今後とも努力したいと思います。

○野木陳平君 本当に始まって以来とも言つていいような大問題が降つてわいておる、この点で組合とともにそのような約束をしておるわけですが、組合ともそのような約束をしておるわけです。今後とも努力したいと思います。

○野木陳平君 本当に始まって以来とも言つていいような大問題が降つてわいておる、この点で組合とともにそのような約束をしておるわけですが、組合ともそのような約束をしておるわけです。今後とも努力したいと思います。

○野木陳平君 本当に始まって以来とも言つていいような大問題が降つてわいておる、この点で組合とともにそのような約束をしておるわけですが、組合ともそのような約束をしておるわけです。今後とも努力したいと思います。

○%の方が心配なことがある、不安なことがある

る、こういうことでございまして、やや最近の原子力発電所の安定した運転状況等から見ても、その意味では意外な結果であるというような見方もあるわけでございます。

その不安があるという理由の中には、やはりまだ原子力の実情といいますか、例えば放射線の影響についてよくわからないから不安であります。それから原子力発電所の仕組みがよくわからないから不安である、あるいはほかの人危険だと言つてはいるから不安であるというようなものが相当な比率も占めているというような状況でございまして、一方、それでは発電所の安全対策が現状で十分なのかといふ設問とか、あるいは十分でないのかといふ設問に対し、十分であるという答えについては前回よりもよえておるし、十分でないという答えはむしろ前回より減っているといふようなこと、あるいは原子力発電所の比率を今後減少させるべきであるというようなものにつきましては、その比率が極めて低いというようなことでございまして、全体的に括らざりますと、原子力発電所は不安だから何か原子力発電所はもうやめるべきだという方向ではなくして、やはり原子力発電所というものは今後ともエネルギーの供給源として確保していくなければならないと。そういうふうにいふた点については、やはり原子力の安全性といふことを認識してきた方が多いと、そういうふうに理解しております。

特に十分に原子力の知識がないということで漠然とした不安を持つておられる方という数が相当な比率を占めていますので、今後ともその安全性についての御認識をいたたくこと、ということに理解してやるに何らかの不安を抱いているという結果が出ておりますけれども、それについてましましたけれども、あれを見ますと、國民は原子力

いきながら考えたいと思うんですけれども、先ごろ総理府が「原子力に関する世論調査」を発表しましたけれども、あれを見ますと、國民は原子力に関してやはり何らかの不安を抱いているという結果が出でておりますけれども、それについてましまして、当局としてはあの調査の結果はどういうふうに感じましたか。

○政府委員(中村守孝君) 総理府の統計調査につきましては、原子力発電所について気になることがあるか、心配なことがあるか、不安があるかないことが必要であろうと考えておる次第でござります。

○野木陳平君 確かに國民の間には漠然たる不安とか、それからまた難しいですから、わかりにくいために、ですから、知らないことがまた不安原因の大きな部分を占めていると思つたりますけれども、しかし、そういう不安感がずっとあるということは、やはりこれから科技庁が仕事を進めていく場合に、これをどうするかという

事は非常に重要なことですから、今言つた実績もさりながら、PRの方もこれから力を入れてもらわなきゃならないと思いますね。

特に僕が気になりましたのは、この同じく総理府の調査の中で、要するに放射性廃棄物の問題で、保管とか処理、処分に関する不安。この場合、高レベル、低レベルというようなことを分けず、とにかく放射性廃棄物が何か心配だというような結果だろうと思うんですが、これが調査のたびにふえている、数字の上ではつきりそうなってきましたね。ですから、この辺もやっぱり漠然とはいうものの、基本的なPRすら行き届いてないところを大目に感じたんですね。

そこで大臣、どうでしようかねやはり今まで国民の認識を改める、改めるというのも変ですが、いろんな知識を正確に持つてもらう方法が十分でなかつたという気がするんですが、これからこの調査を受け、何か科学技術庁としてこんな方向を考えているという、そんなことがあります。

○政府委員(中村守孝君) 原子力発電所の安全性を初め、原子力の知識の普及につきましては、政
府でも最近は非常にパンフレットのいろいろな種類のものを作成して、それを単に政府が印刷して配布するということでは限りもありますので、それを積極的に民間の各機関で活用してもらつて、いたくとか、あるいは週刊誌の広告欄で原子力発電を中心にしてPRするとか、その種のことをいろいろやつておるわけでございます。なかなかいはテレビ等で大臣に御出演いただいて話を聞いていただくとか、あるいは新聞で原子力発電を中心にしてPRするとか、その種のことを対象が広いございますし、我々の使うマスメディアアというものに限りがありますので、やはり新聞

での情報の伝達というものが極めて効果的になされるものでございます。

そういう意味で、先ほどの放射性廃棄物の処理、処分の問題につきましても、これは私どもも原子力発電を推進してきた中で、非常に原子力発電所の方は安全に運転してきただけれども、地元における問題としてもいつまで発電所の中に廃棄物を管理しておくるのかというようなことを初めて、バックエンド対策というものが非常に重要な問題として前々から認識しておるわけでございましたが、一層ある意味で緊急の課題になつてきているということは十分承知しておるわけでございま

す。それで、この問題につきましても、我々はさらにもう少し積極的に関係者に知つてもらおうといふことも含めまして、この放射性廃棄物の処理、処分の現状等につきまして近くフォーラムを開いて、関係者に集まつていただいて、そこでいろんな情報を交換し合う。それを場合によつてはメディアを通じて各方面に広めてもらうというようなことも考えて対応してまいりたいと考えておるわけでござります。

さらには、廃棄物の問題につきましては、実際に保管の問題につきましても非常に安全でないんじやないかという不安を持たれているような向きもござりますので、できるだけそういう実証試験的なことをやって、それでそういう結果を皆さんにお知らせをする、あるいは住民の方々の近くで安全に保管されるということを試験的にやってごらんに入れるとか、そういうようなことを計画はしておりますわけでございますが、その試験的に実施するということにつきましては、何分にも地元の関係の方々の御理解がないとできない、まずそこが一つの段階になつておりますが、我々としては一層の努力をしてまいりたいと思つております。

○野末謙平君 これからこの問題は非常にまた重要になってくると思いますが、それにしたって、やっぱり新聞や雑誌に広告出したとか言つても読

まないからね。ですから、僕自身がよくわからぬのに、一般の人がそんな読みで理解してといふふうにも思えませんから、それだけじゃやっぱり十分でなかろうと。非常に頭痛いところですね。

そこで、今話に出てきました高レベルの放射性の廃棄物、これをどうしていくかという、これについて詳しく説明をしてほしいと思うんですね。

が、これを処分するのに、まず第一段階で固体にするということでしたけれども、固体にしていく施設から出てまいります廃液がその対象でござい

ます。この再処理工場から出ます廃液は、低レベルのいろいろな廃棄物に比較しますとその量は非常に少のうござります。現在は東海村の再処理工場から出てまいりますものを東海再処理工場内の廃液のタンクに貯蔵しておるわけでござります。

ただこれは、液体の状態でいつまでも貯蔵するよりは、やはり長期間保存するためには固体化をすることの方が取り扱い上便利であるということもございまし、最終的な処分をするまでには、実

際は高レベルの放射性廃棄物からは原子核の崩壊に伴いまして熱を発生しますので、その熱が相当出る間は地下に埋蔵しても周辺の岩石にいろいろ熱的影響を与えるというようなこともあります。

それで、これをガラス固化法で固化をすると、それを空冷といいますか、空気で冷却をして、そこから出る熱は除去するというよ

うことでござります。そのキャスクに入った固化物を適当な間、空間を離しまして建屋の中で貯蔵する。それでそれを空冷といいますか、空気で冷却をして、そこから出る熱は除去するというよ

うことで処理をするということでござります。

だから、大体が、アメリカでもガラス固化が中心でございまし、フランスはそうでございま

しておる分が、委託をしている分がございまして、そこで再処理された使用済み燃料から出ます

高レベルの廃棄物につきましては、これは先方で、フランスの方でガラス固化いたしまして、それを日本に送り返していくということが一応予定

をされております。まだそうすると、ということでお定しているわけじゃないませんが、いつごろと

いうことまでまだ決まつてはるわけじゃないござ

いませんが、そういうことが予定をされております。

現在日本の東海再処理工場にあります廃液は百五十四立米程度でござります。

それで、現在この技術につきましてはガラス固

化法というものが世界的にも一番いいものということで、既にフランスでは実証的につくられておりま

す。我が国におきましては、現在既に放射性物質を含まない状態で成分を同じくする廃液を模擬につくりましていろいろな試験をやつております。

そのどれをお使いになるかこれからお聞きしま

せんが、そういうことが予定をされております。

○野末謙平君 さて、その固体化した廃棄物をど

ういうふうにして保管、貯蔵していくかというの

にいろいろな方法があるようですが、日本の場合

の深い花崗岩の層だと岩塩層というような比較

ます。これはコールド試験と呼んでおりますが、これをやつておりますが、これでやつておりますが、これがやつておりますが、この試験はは

とんど終えたところでございまして、実際の廃液を使って現在動燃事業団のところで小規模ながら実験をいたしております。これの成果を受けてガラス固化するためのパイロットプラントを建設し

まして先生今御指摘のコンクリートで円柱化するということ、ちょっと私承知しておりませんが、あれほどここでやつて、どういう方法なんですか。

○政府委員(中村守孝君) 高レベルの廃液につきまして先生今御指摘のコンクリートで円柱化するということ、ちょっと私承知しておりませんが、今この高レベルの廃液で一番進んでおりますのがフランスでございまして、いわゆるガラス固化を

するということでござります。それで、ガラス固化といつてもどうするかということでございまして、ガラス固化を実験をいたしております。

○野末謙平君 そうすると、今のところその廃液はどのくらいの量があつて、大体これを固体化して実験をいたしておるところでござります。

○政府委員(中村守孝君) 今申し上げましたように、パイロットプラントを運転するのが六十五年ごろでございまして、当面東海村の再処理工場から出る廃液につきましては、そのパイロットプラントで、処理プラントそれから貯蔵プラントのパ

イロットプラントをつくりますが、それで十分踏

っておけるということでござります。

ただ、フランス、イギリスに再処理をお願いをしておる分が、委託をしている分がございまして、

高レベルの廃液につきましては、そのパイロット

プラントをつくります。それで十分踏

っておけるということでござります。

それで、西ドイツもガラス固化法を今考えておりま

す。英國もガラス固化法でござります。というよ

うなことで、大体がガラス固化法を中心に行っております。

○野末謙平君 それで、ガラス固化法でござります。それで最終的にそれを今度どうしていくんですか。そこから先が一番——ずっと先のことです。

○政府委員(中村守孝君) 先ほど申しましたよう

に、ガラス固化したもの熱が出る間冷却をしてお

おくというのは、約三十年から五十年くらいの期

間そういう状況でござりますので、そういう形で貯蔵保管しておきまして、それから先はいわゆる最終処分という形で、大体これは各国ともそういう方向で検討しておりますが、地下数百メートル

的安定した地層の中へそのキャスクをおさめているということです。そういうことのため、まだどこも実行しているところございませんで、そういうことについての岩盤への影響等についていろいろ模擬的に実験してデータを集めている段階でございます。

○野末陳平君 そうすると、そのキャスクを安定したところへ埋めるという、海中か地中かどちらか。日本の場合は、国土の関係あるいは地質の関係が出てくると思うんですが、どういう方法が日本では考えられますか。

○政府委員(中村守孝君) 現在我が国の社会的な、地理的条件に見合った処分方法の研究を進めていると、いう段階でございまして、確定的なことを申し上げる段階でございませんが、各種の地層の賦存状態を現在調べておるわけでございまして、花崗岩層等というようなものもそういう地層処分の対象になり得るわけでございまして、我が国の中でも十分地層処分ができるところを確保できるというふうに思っております。

○野末陳平君 そこがどこになるとまたそこでいろいろと不安が出てくる。ずっと先のことのようですがれども、やはりこれはもうすぐ現実になりますから、研究を早くしてもらいたいと思うんですけれどもね。ただ、どうですか、日本国土以外でも考へないと、果たして適当な場所が見つかることどうかもわからないんでしょ。この場合、海なんというのはどういうことで考えられますか。

○政府委員(中村守孝君) 私ども海の底ということは今直接的に考えておりませんで、やはり陸上のしかるべきところを優先するということで各種地層の賦存状態を調べておりますし、それからまた、今の段階ではいきなりホットの放射線の入ったものを使って研究するというわけにまいりませんので、放射線の入らないもので模擬的に熱を出るようなものもつくりまして、そういうものでいろいろな岩に与える影響等々も調べておるという

状況でございます。我が国ではまだそういう意味で海洋底処分ということにつきまして具体的に検討しておりますが、國際的にはこういった海洋底処分というものの可能性についても検討はされております。

○野末陳平君 以前の話になりますけれども、太平洋で沈めようとかして問題になったことがあります。あれはどういうところに誤解があったんですか。

○政府委員(中村守孝君) 太平洋をいわゆる試験的な海洋投棄の場所として検討してまいりましたが、これは高レベルでございませんで、いわゆる原子力発電所から出ます低レベルの廃棄物でございます。この低レベルの廃棄物をドラム缶に詰めましてコンクリートで十分固めたものでございまして、これにつきましてはいろいろな長い間の実験を行いまして、海底下のかなり水圧も加わったところでどういう影響があるか、またいろんな衝撃に対しても反応をするかと、いうようなことも十分調べ、そういう実験の結果を踏まえて、原子力安全委員会の方でも安全評価をしていただきまして、六千メートル程度の海底に投棄するということで安全上支障がないという安全評価の結果も出ておるわけでございます。

しかし、何分にもやはりこの問題につきましては理論的に難しいと申しますが、一般の方にはなかなか理解できないということで、これは危険だ危険だと言う人の見解の方がわかりやすいといふこともございまして、十分な理解が得られないことと、一つは太平洋というものにつきまして、太平洋の島の住民の方々、やはり魚類を食糧としているというようなこともございましてということや、どうせやれるのなら日本の例えば東京近くでやつたらいいじゃないかとか、いろいろな感情的なものも加わったりしておきました。そういう状況でございます。

○野末陳平君 低レベルのものについてすらなかなかそうやって理解が得られないわけですから、これを埋めなきゃならないんで、これを埋めるこ

将来この高レベルの放射性廃棄物の処理というの非常に難しくなってくると思うんですね。それでどうも燃えるものとか、あるいはガラスとかゴム手袋のゴムだとか、いろいろ各部分の機械類のナットだとかそういうもの、金属の廃棄物が出て来るとか、いろいろなものがあるわけでございますが、これらは固体につきましては、ドラム缶に詰めまして現在発電所あるいは再処理工場のサイト内に保管をしておるところでございますが、これらにつきましては、例えば燃えるものにつきましては燃やして灰にしてしまってどうよ

うな処理を行っておりますし、できるだけ量が少くなるような形でサイトの中に現在は倉庫をつくりましてその中に安全に保管をしておりますが、これについてはどのようを考えたらいでしょかね。全く問題ないのか、それともある種の人といいますか、どの部分はちょっとこれがやはり問題なのか、その辺のことははつきりしてほしいのですがね。

○政府委員(中村守孝君) いわば低レベルの廃棄物の中には、気体状で出るもの、液体状で出るもの、それから固体のものとあるわけでございまして、気体状のものにつきましては、先生御指摘のよう高い煙突等から放出しておりますが、その放出する以前でモニタリングをして、その出る気体の中にどの程度の放射能のものがあるかといふことを十分にチェックしまして、その施設を設置した段階でその安全審査もしておるわけでございますが、煙突から出て拡散をして、その発電所なり再処理工場の周辺、サイト外の方々の年間の被曝量が、発電所の例で申しますれば年間五ミリレム以下になるようということで、気体状のもの排出についてはコントロールをしておるわけでございます。

それから、液体上のものにつきましても、放射能の濃度が法律で定める許容濃度以下になるとということを外に捨てる手前のところで十分にモニタリングしまして、安全限度以内であるということを確認した上で川なり海なりに放出するということをいたしております。そういう意味で、現在気体状のもの、液体状のもので周辺の方々特に問題になるような形での廃棄ということは一切やられていないということでございます。

低レベルで一番問題になつておりますのは固体の廃棄物でございまして、これは紙とか布というような燃えるものとか、あるいはガラスとかゴム手袋のゴムだとか、いろいろ各部分の機械類のナットだとかそういうもの、金属の廃棄物が出て来るとか、いろいろなものがあるわけでございますが、これらは固体につきましては、ドラム缶に詰めまして現在発電所あるいは再処理工場のサイト内に保管をしておるところでございますが、これらにつきましては、例え燃えるものにつきましては燃やして灰にしてしまってどうよ

うな処理を行っておりますし、できるだけ量が少くなるような形でサイトの中に現在は倉庫をつくりましてその中に安全に保管をしておりますが、これについてはどのようを考えたらいでしょかね。全く問題ないのか、それともある種の人といいますか、どの部分はちょっとこれがやはり問題なのか、その辺のことははつきりしてほしいのですがね。

○政府委員(中村守孝君) いわば低レベルの廃棄物の中には、気体状で出るもの、液体状で出るもの、それから固体のものとあるわけでございまして、気体状のものにつきましては、先生御指摘のよう高い煙突等から放出しておりますが、その放出する以前でモニタリングをして、その出る気体の中にどの程度の放射能のものがあるかといふことを十分にチェックしまして、その施設を設置した段階でその安全審査もしておるわけでございますが、煙突から出て拡散をして、その発電所なり再処理工場の周辺、サイト外の方々の年間の被曝量が、発電所の例で申しますれば年間五ミリレム以下になるようということで、気体状のもの排出についてはコントロールをしておるわけでございます。

これにつきましても、発電所の周辺の住民の方々の認識では、それは一時的な貯蔵という認識がございまして、いつまでもその発電所の中に置いておいていいのかという意味での御批判があり、それが不安につながるというようなこともありますので、これを発電所外のサイトに集中的にかつ長期的に貯蔵管理するということが一つの解決策として考えられるのではないかということです、その具体化を図つておるわけでございます。

これはいわゆる敷地外の施設貯蔵という言葉で最近呼ばれている性格のものでございまして、電気事業者連合会が青森県の下北に立地を申し入れた廃棄物の貯蔵保管場所、それはこういったサイト外の施設貯蔵のためのものでございます。

○野末陳平君 今の説明を聞けば専門家はそれで納得するかもしれないけれども、まあ一般人には非常にわかりにくいたるうと思いませんですね。僕も理屈じゃそうなのかなと思いますけれども、それじゃ今の説明で不安がなくなるんだ、あるいは安全対策の信頼度が増すんだということになるかといふとなかなかそうはならない。非常にその辺が当局つまりそちらの当事者とそれから一般の国民の間のギャップだらうと思うんですね。で、これを埋めなきゃならないんで、これを埋めるこ

とができないければ、次の総理府の調査はさらにならぬ不安が出てくるかもしれないし、特に今の高レベル、低レベルを問わず、やはり漠然たる不安ということでいくならばどんな説明もなかなか通用しないだろう。

そこで大臣、僕が心配するのは、政府の安全対策に任しておけば大丈夫だというふうであればいいですが、いろいろないきしが今までにもありましたので政府そのものへの信頼感がいま一つ足りないわけですね。特にこの原子力の安全対策については、だから、PRも必要だが、そのほかにもろもろと頭の痛い問題があるんじゃないかと思っているわけなんです。それで、きょうはとりあえず総理府調査について二、三お伺いしたんですけれども、やはりこの原子力に関して国民が抱いている漠然たる不安というものは非常にこれは重要な限り常に原子力発電所を始めとして原子力の利用についてはよくしゃくした問題がつきまとわんんですね。

そこで、大臣に最後にお伺いしますが、やはりこの世論調査を踏まえて、この漠然たる不安が七〇%になつたけれども、どうしてかちょっとわからぬ面もあり、専門家としてはいろいろこの調査結果の分析は難しいんでしようが、少なくとも一つは、やはり漠然たる不安をなくすために、ただのPRだけでなく、いろんなことを考えてもらわなきゃならないんです、これから何をしろ、こうしたらしいというふうに僕もそんな立案があるわけじゃありませんが、これからその辺のことも十分に考えていただかないとまずいなと思うんですね。まあ、きょうは時間ないんですけども、それについて。

○國務大臣(岩動道行君) 大変貴重な、これから

の原子力の平和利用について大事な問題について

の御指摘をありがとうございます。それで、これは設問の仕方にも問題

があるのかどうか、これも私ども検討しなければならないと思っております。最近、原子力発電所に70%の不安の中を分析してみると、放射能といいうものがよくわからないとか、放射能は怖いという印象を持っているとか、あるいは発電所の安全性の仕組みがよくわかっていないとか、そういうような十分な原子力の安全性についての、あるいは放射能、放射線に対する十分な理解が行き届いてない、そういう点からの不安というの中身が出てきております。同時に、ただいま御指摘の放射性廃棄物、これに対しては一体どうなるんだろうか、こういう不安、これは私は大変大事なポイントではないかと思つております。したがいまして、分析をしてみて初めてその不安の70%がどういうものなのかということを説明しないと、ただ70%前回の不安よりもふえた、こういうことでは、国民は本当に原子力というのはおかしいものだ、不安だ、こういうような方向に国民は思いつかになつてきます。これは私は何か工夫が必要なのではないだろうか。分析して、解説して初めてわかつてもう、こういうことは世論調査としては私は問題があるのでないだらうが、こうしたことでもこれから検討課題として関係省庁ともよく勉強させていただきたいと思っております。これが第一でござります。

それから、もちろん国民への理解を得るためにいわゆるPRと申しますか、PRというよりも、むしろ大事な理解を求めるということでは、国はもちろん当然前面に出でやらなければいけない第一の責任者であると思ひます。しかし、国が出ていくと、何かもう初めから目的を持ってやるものではないかという先入観でなかなか受け取つてもらえないという悲しさと申しますか、宿命的なものも日本の風土の中にあるわけでございます。しかしながら、国はやはり責任を持ってその信頼を得るよ、安全に対する国民の理解を根強く、忍耐強く、細かくやっていく必要があるうかと思つております。

と同時に、民間の方々の活動というのも大変

大事であるうと思います。最近、原子力発電所には原子力発電の仕組み、安全性等についての展示物がたくさん出でております。しかし、これもまた

しまったところが、七八百人の大勢の方がおいでになつて、会場がもういっぱい中に入れないと

なつて、会場がもういっぱいで中に入れないと

昭和五十九年七月一日印刷

昭和五十九年七月三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局